# 第２章　益田市の現状と課題

## １　益田市のこども・子育てを取り巻く現状

### （１）総人口・年齢区分別人口の推移と予測

●本市の総人口は、2020 年（令和 2 年）には 45,003 人であり、今後においても大きな変革などがない限り、減少すると推測されます。

●年齢区分別では、14 歳以下の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口割合は一貫して減少傾向で推移しています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■

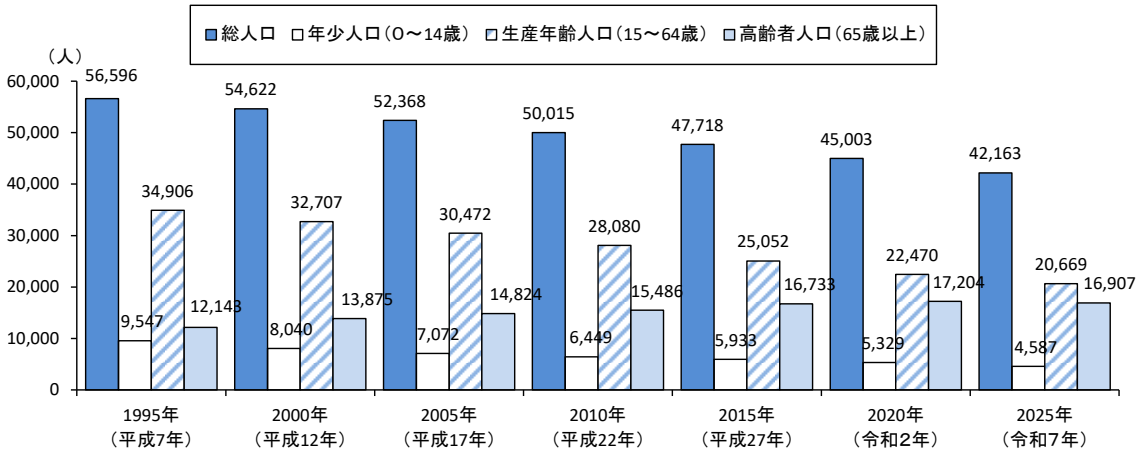


資料：2020 年（令和 2 年）までは国勢調査、2025 年（令和 7 年）は国立社会保障・人口問題研究所推計値（2023）　※国勢調査における年齢不詳人口は、各年齢区分の人口に按分して加えている。

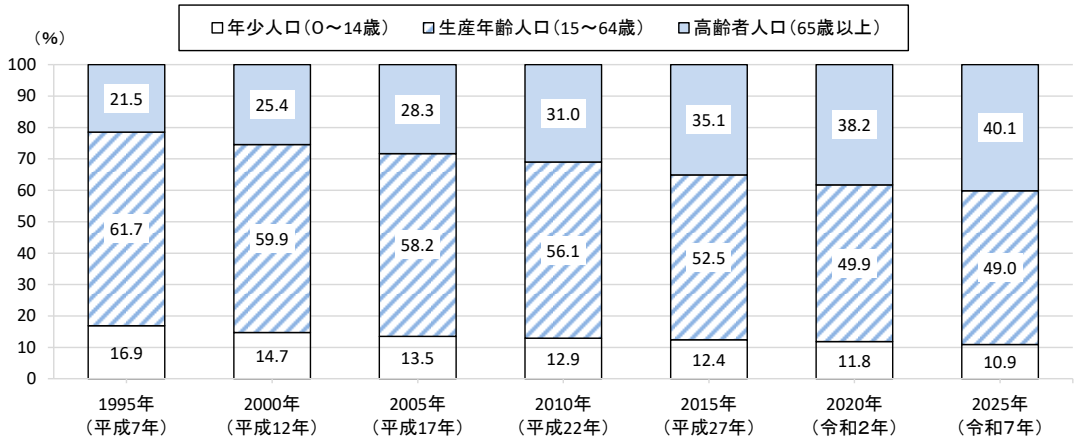


資料：2020 年（令和 2 年）までは国勢調査、2025 年（令和 7 年）は国立社会保障・人口問題研究所推計値（2023）　※国勢調査における年齢不詳人口は、各年齢区分の人口に按分して加えている。

## （２）子ども・子育て対象人口の推移と予測

●本市の2025年（令和７年）の推計人口は、０～４歳人口が1,264人、５～９歳人口が1,542人、10～14歳人口が1,781人となっており、いずれも2020年（令和２年）の実測値から減少し、今後も３つの年代ともに減少すると推測されます。

■14 歳以下３区分別人口の推移と予測■

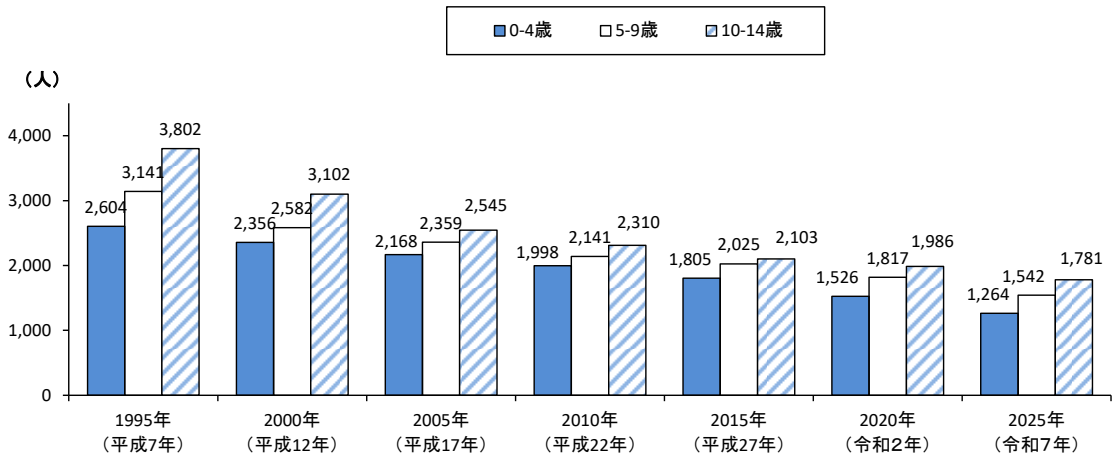


資料：2020 年（令和 2 年）までは国勢調査、2025 年（令和 7 年）は国立社会保障・人口問題研究所推計値（2023）　※国勢調査における年齢不詳人口は、各年齢区分の人口に按分して加えている。

## （３）出生数

●本市の出生数は、直近過去５年間において 2020 年（令和 2 年）291 人をピークに、その後減少傾向となっています。

●2023 年（令和５年）の人口千人当たり出生率は 4.8‰（パーミル）となっており、5‰（パーミル）を下回っています。各年とも、島根県と比較すると低い水準となっています。

■出生数の推移■

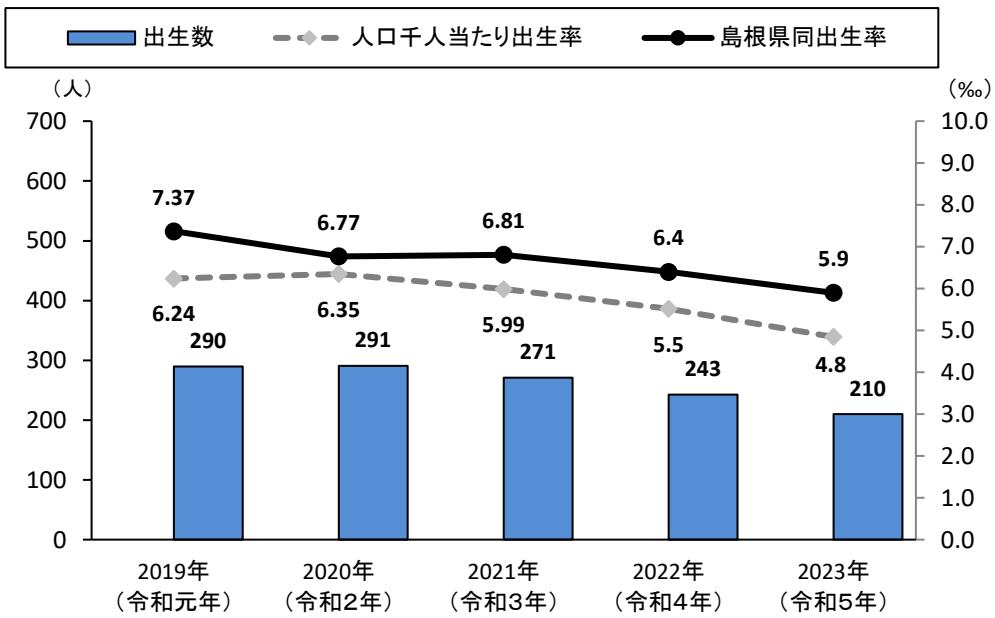


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

## （４）合計特殊出生率

●本市の合計特殊出生率（2018 年（平成 30 年）～2022 年（令和４年）の平均）は、1.76 となっています。

●全国の合計特殊出生率（2018 年（平成 30 年）～2022 年（令和４年）の平均）は、1.33、島根県の合計特殊出生率（2018 年（平成 30 年）～2022 年（令和４年）の平均）は 1.60 となっており、本市の合計特殊出生率は、全国、島根県よりも高い傾向となっています。

■合計特殊出生率の推移■

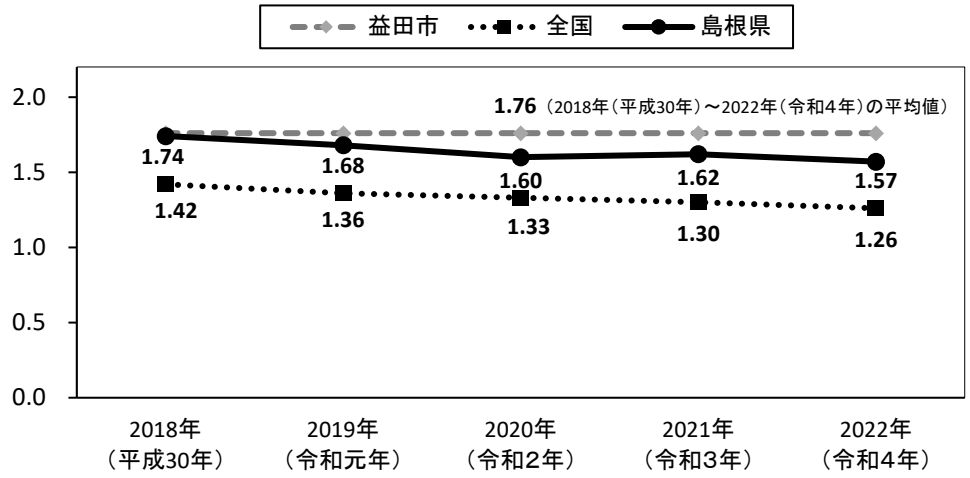


資料：人口動態統計（厚生労働省）

## （５）婚姻件数・婚姻率

●本市の婚姻件数は、2019 年（令和元年）の 148 件から 2023 年（令和５年）の 121 件に増減しながら推移しています。

●人口千人当たり婚姻率は、おおむね 3‰（パーミル）前後で推移しています。各年ともに島根県と比較すると低い水準となっています。

■婚姻件数・結婚率の推移■

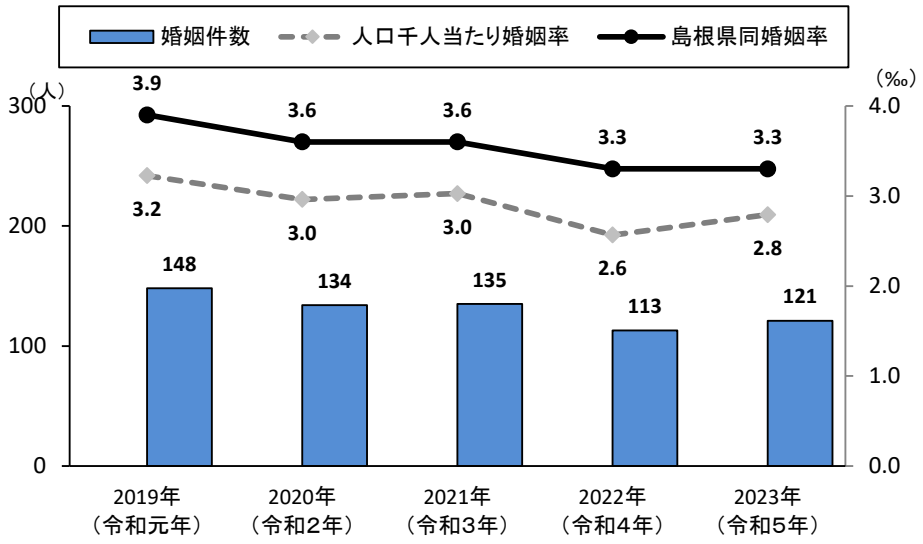


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

## （６）女性就業率の推移

●2015 年（平成 27 年）と 2020 年（令和２年）を比較すると 20 歳以上の年代は、25-29 歳を除き、いずれも就業率が増加しています。
●特に 30-34 歳、60-64 歳は増加幅が大きくなっています。

■女性就業率の推移■

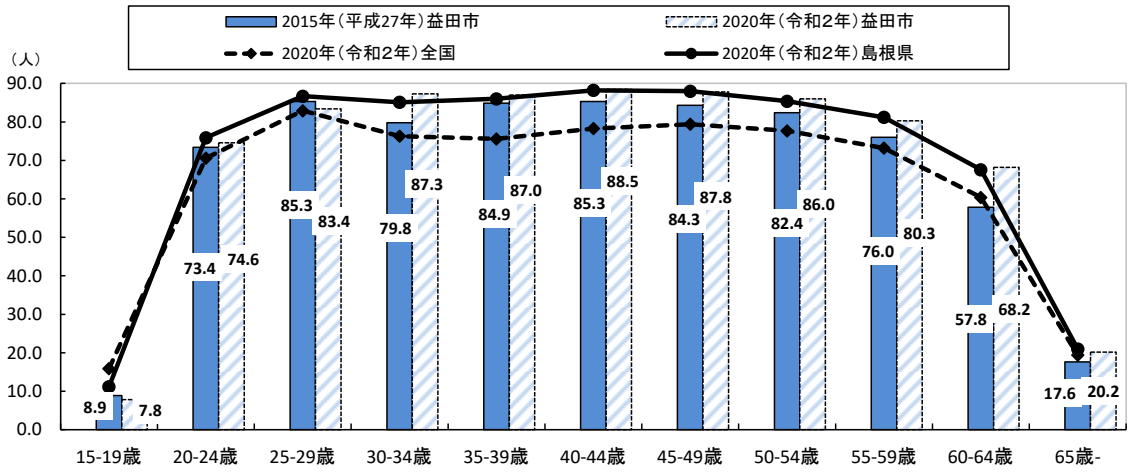


資料：国勢調査

## （７）男性未婚率

●本市の男性未婚率は、2015 年（平成 27 年）では 20-24 歳で 90.1%、45-49 歳では 26.0%となっています。2020 年（令和２年）では 20-24 歳で 91.3%、45-49 歳では 25.9%となっています。

■男性未婚率の推移■

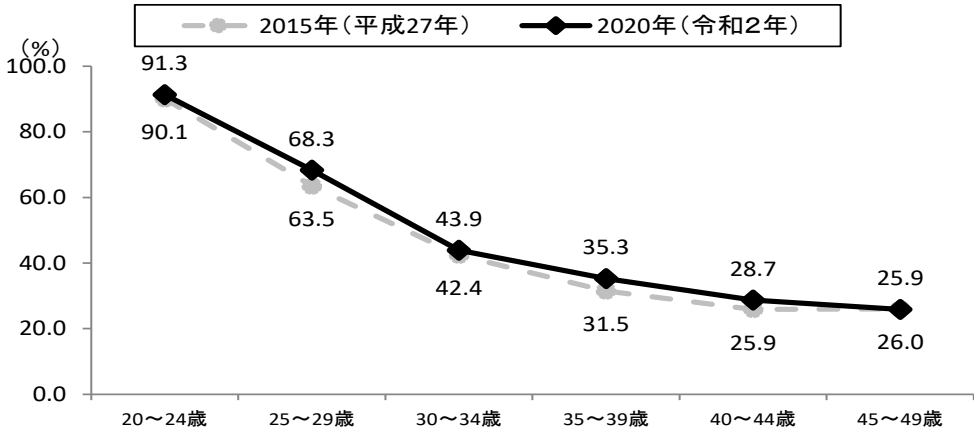


資料：国勢調査

## （８）女性未婚率

●本市の女性未婚率は、2015 年（平成 27 年）では 20-24 歳で 81.5%、45-49 歳では 13.2%となっています。2020 年（令和２年）では 20-24 歳で 85.6%、45-49 歳では 15.5%となっています。

■女性未婚率の推移■

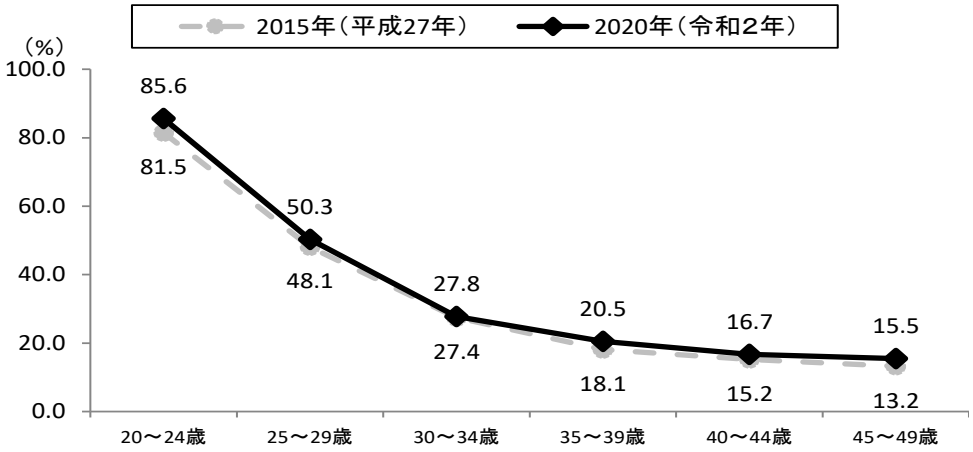


資料：国勢調査

## （９）児童家庭相談の状況

●児童家庭相談件数は減少傾向となっています。相談内容の内訳は、養護相談（児童虐待を含む）が大半を占めています。

■児童家庭相談件数推移（述べ件数）■

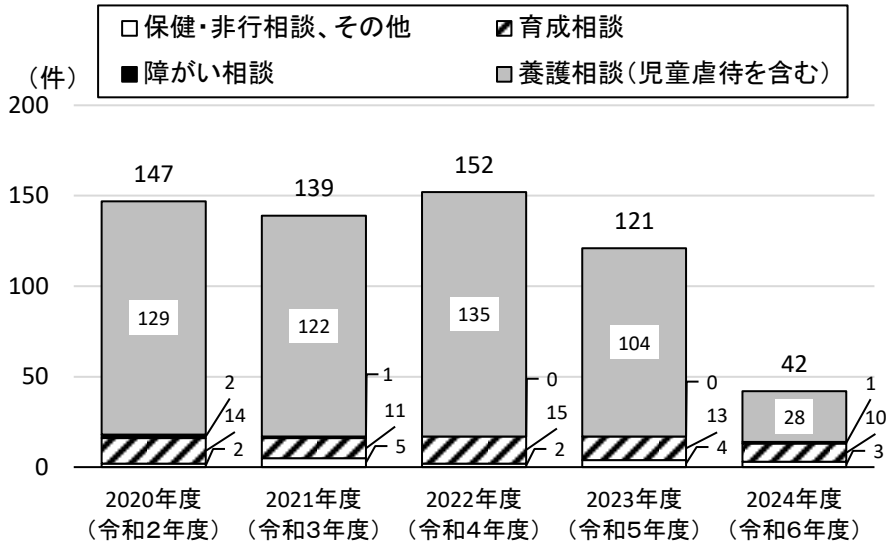


（2024 年度（令和 6 年度）は 9 月末現在）資料：益田市

## （10）児童虐待の状況

●児童虐待対応件数は、減少傾向となっています。対応内容の内訳は、年度によりばらつきがありますが、身体的虐待と心理的虐待が多くを占めています。

■児童虐待対応件数推移■

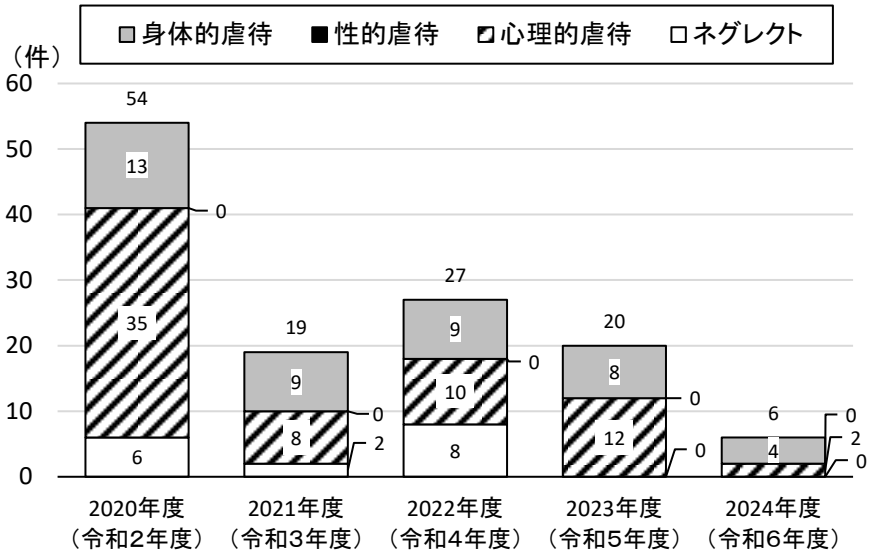


（2024 年度（令和 6 年度）は 9 月末現在）資料：益田市

## （11）生活保護の状況

●市の保護率は、2020 年度（令和２年度）の 7.78‰（パーミル）が最も高くなっています。被保護人員では、小中高生合計の人数が減少傾向で推移しています。

■生活保護受給者数■

| 区分 | 2020 年度（令和２年度） | 2021 年度（令和３年度） | 2022 年度（令和４年度） | 2023 年度（令和５年度） | 2024 年度（令和６年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 被保護世帯数 | 294 | 277 | 271 | 272 | 265 |
| 被保護人員（人） | 352 | 330 | 317 | 326 | 322 |
| 小学生（人） | 20 | 16 | 12 | 12 | 11 |
| 中学生（人） | 7 | 6 | 4 | 7 | 7 |
| 高校生（人） | 10 | 8 | 6 | 2 | 4 |
| その他（人） | 315 | 300 | 295 | 305 | 300 |
| 市保護率（‰） | 7.78 | 7.40 | 7.20 | 7.52 | 7.46 |
| 小中高合計（人） | 37 | 30 | 22 | 21 | 22 |

（2024 年度（令和 6 年度）は 9 月末現在）資料：益田市

## （12）生活困窮者自立支援制度新規相談受付件数

●生活困窮者自立支援制度に関する新規相談受付件数は、2021 年度（令和 3 年度）の 316 件から減少傾向となり、2023 年度（令和 5 年度）には 117 件となっています。

■生活困窮者自立支援制度に関する新規相談件数■

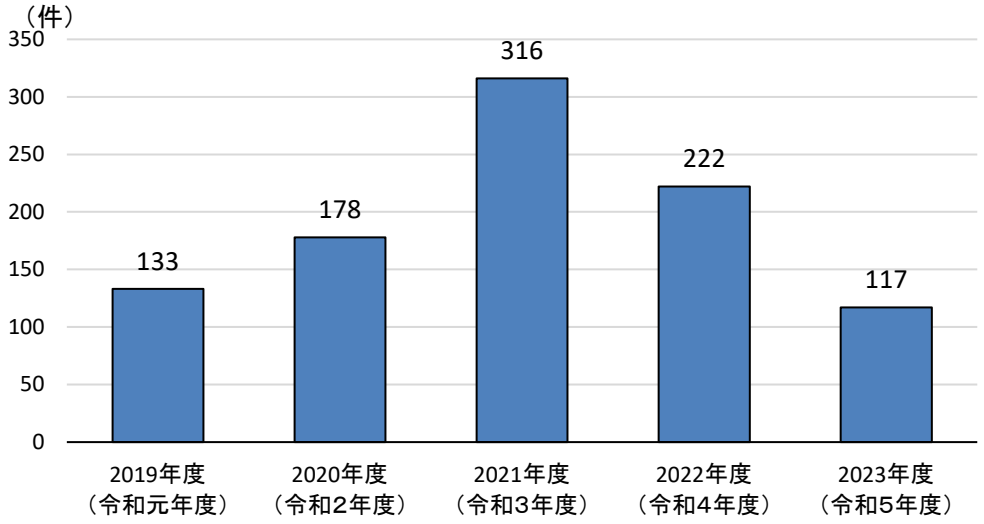


資料：益田市

## （13）特別児童扶養手当受給者数

●特別児童扶養手当受給者数は、2023 年（令和 5 年度）まで減少傾向でしたが、2024 年度（令和 6 年度）に増加に転じており、137 件となっています。

■特別児童扶養手当受給者数■

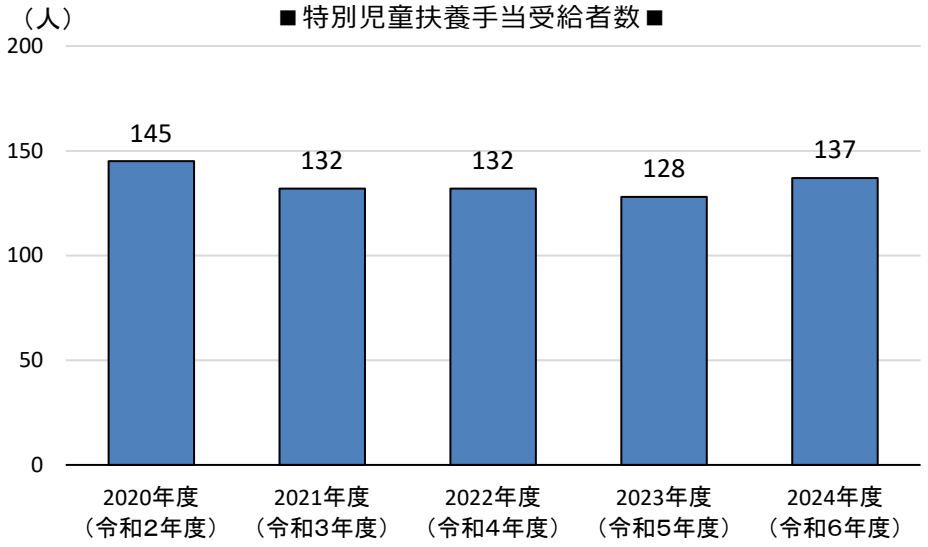


（2024 年度（令和 6 年度）は 9 月末現在）資料：益田市

## （14）就学援助件数（小学生）

●小学生における就学援助件数は、要保護、準要保護とも減少傾向となっており、2024 年度（令和 6 年度）には、それぞれ 11 件、455 件となっています。

■就学援助の状況　小学校■

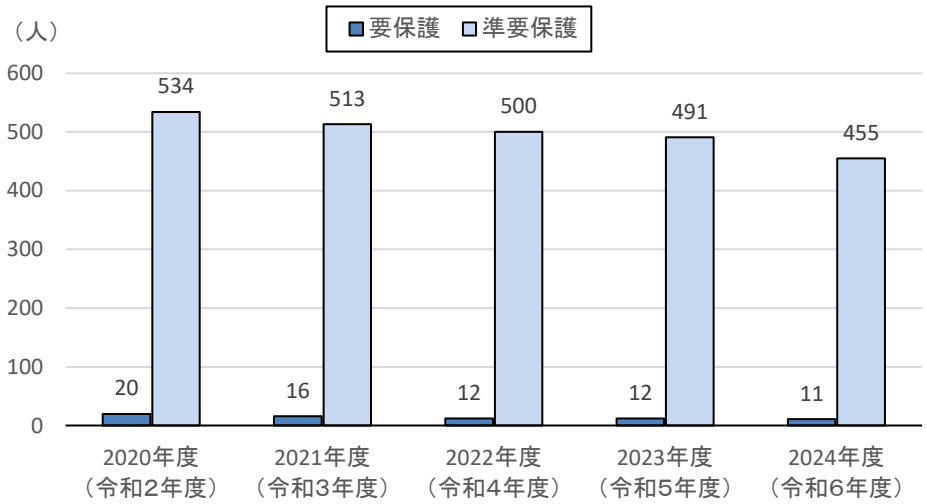


（2024 年度（令和 6 年度）は 9 月末現在）資料：益田市

## （15）就学援助件数（中学生）

●中学生における就学援助件数は、要保護では、2023 年度（令和 5 年度）から減少し、2024 年度（令和 6 年度）には、7 件となっています。準要保護では、2023 年度（令和５年度）から増加し、295 件となっており、この 5 年間では最も多くなっています。

■就学援助の状況　中学校■

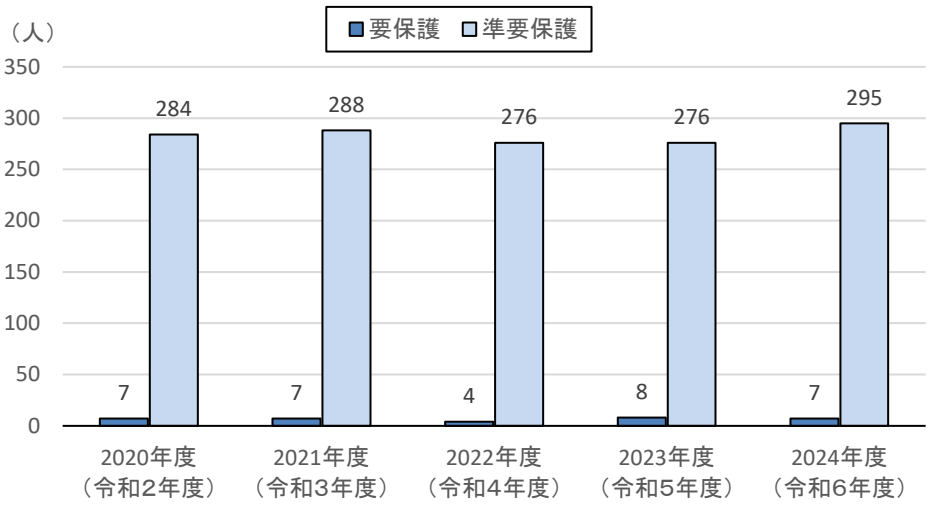


（2024 年度（令和 6 年度）は 9 月末現在）資料：益田市

## （16）不登校者数

●不登校者数は、小学生では、2019 年度（令和元年度）以降、増加傾向となっており、2023 年度（令和 5 年度）には 59 人となっています。中学生では、2021 年度（令和 3 年度）以降、増加傾向となっており、2023 年度（令和 5 年度）には 64 人となっています。小学生、中学生とも 2023 年度（令和 5 年度）が最も多くなっています。

■不登校児童・生徒数の推移■

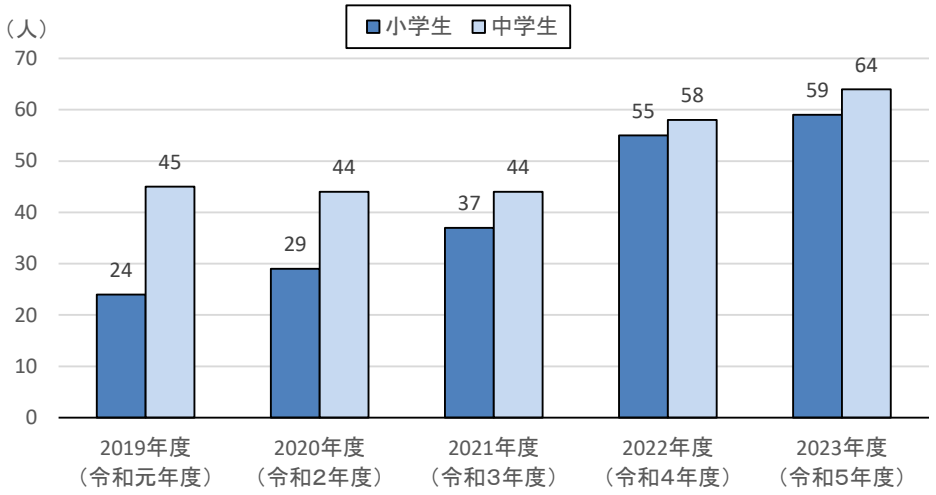


資料：益田市

## （17）障がい児通所サービス受給者数

●障がい児通所サービス受給者数は、児童発達支援では、増加傾向となっており、2023 年度（令和 5 年度）には、46 人となっています。放課後デイサービスでは、2021 年度（令和３年度）に減少したものの 2023 年度（令和 5 年度）には、111 人とこの 4 年間で最も多くなっています。保育所等訪問支援では、2021 年度（令和３年度）以降、減少傾向となっており、2023 年度（令和 5 年度）では 1 人となっています。

■障がい児通所サービス受給者数■

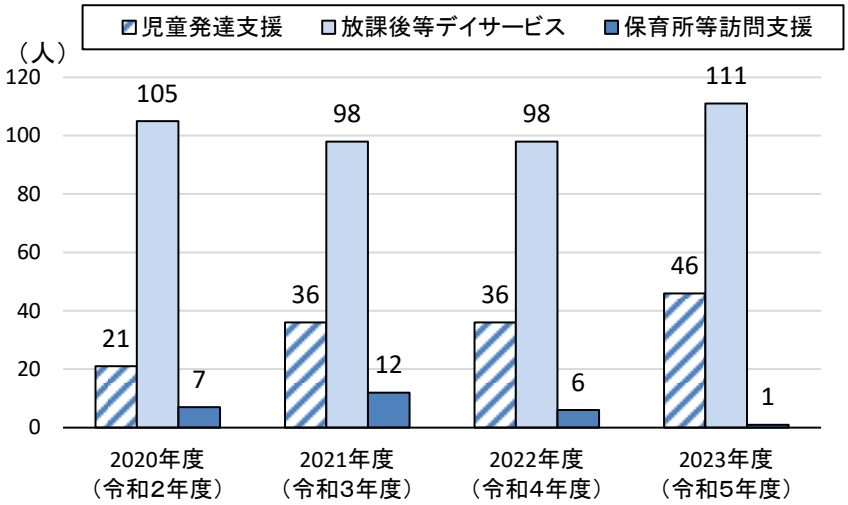


資料：益田市

## （18）市内教育・保育施設、小中学校の児童生徒数

●市内の教育・保育施設、及び、小学校・中学校すべてにおいて、児童生徒数は減少傾向となっています。

■教育・保育施設、小中学校の児童生徒数■

〔単位：人〕

| 区分 | 2020 年度（令和２年度） | 2021 年度（令和３年度） | 2022 年度（令和４年度） | 2023 年度（令和５年度） | 2024 年度（令和６年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園等） | 1, 845 | 1, 823 | 1, 776 | 1, 651 | 1, 449 |
| 小学校 | 2, 328 | 2, 161 | 2, 166 | 2, 146 | 2, 090 |
| 中学校 | 1, 199 | 1, 197 | 1, 197 | 1, 162 | 1, 158 |

（2024 年度（令和 6 年度）は 9 月末現在）資料：益田市

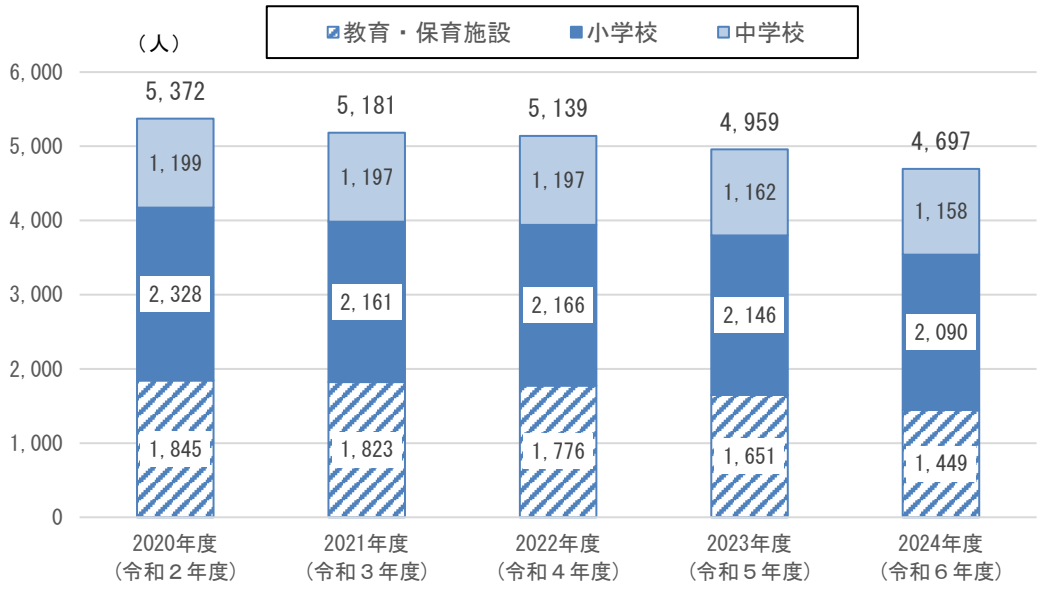

## 2　アンケート結果にみる本市の特徴

### （１）調査の概要

#### ①調査目的

本調査は、「こども基本法」第10条に基づく「益田市こども計画」策定の基礎資料として、本市のこども・若者及び子育て当事者の現状・課題を把握することを目的として実施しました。

#### ②調査期間

2024年（令和６年）４月～５月

#### ③調査概要

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">子ども・子育て支援に関する調査</th><th>子どもの生活状況調査</th><th colspan="2"></th><th>こども・若者の意識と生活に関する調査</th></tr>
<tr><td>調査対象者</td><td colspan="2">市内の就学前児童の保護者</td><td>市内の小学生（小学 1～6 年生）の保護者</td><td>市内の中学 2 年生</td><td>市内の中学 2 年生の保護者</td><td>市内在住の 16～39 歳</td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td colspan="2">紙アンケート</td><td>紙アンケート</td><td colspan="2">Web アンケート</td><td>Web アンケート</td></tr>
<tr><td>アンケート実施方法</td><td>郵送による配布・回収</td><td>保育施設での配布・回収</td><td>郵送による配布・回収</td><td colspan="2">QR コード付ハガキを郵送</td><td>QR コード付ハガキを郵送</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配布数</td><td>246 人</td><td>915 人</td><td rowspan="2">1,576 人</td><td rowspan="2">417 人</td><td rowspan="2">410 人</td><td rowspan="2">1,083 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計：1,161 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">回収数</td><td>88 人</td><td>599 人</td><td rowspan="2">609 人</td><td rowspan="2">76 人</td><td rowspan="2">112 人</td><td rowspan="2">162 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計：687 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">回収率</td><td>35.8%</td><td>65.5%</td><td rowspan="2">38.6%</td><td rowspan="2">18.2%</td><td rowspan="2">27.3%</td><td rowspan="2">15.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計：59.2%</td></tr>
</table>

## （２）主要調査結果

### ①気軽に相談できる相手【就学前・小学生保護者】

◆子育てについての相談者の存在について、就学前では「保育士」の割合が56.3%と半数以上となっている。一方、小学生では「小学校教諭」の割合が25.6%で３割以下となっている。

■気軽に相談できる相手■

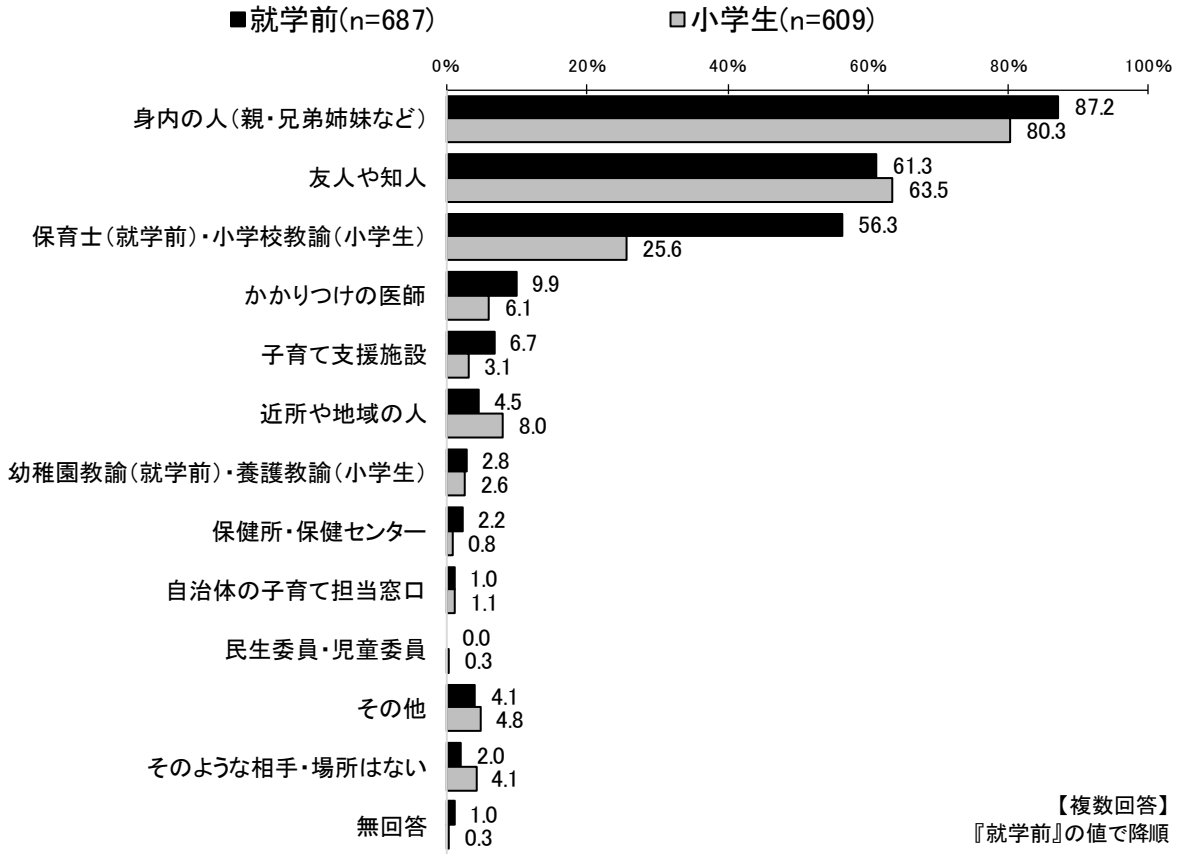

## ②平日の定期的な事業の利用状況と利用希望【就学前保護者】

◆平日の定期的な教育・保育事業を利用したいと希望する割合の方が、利用状況の割合よりも全体的にやや高くなっている。

◆「幼稚園」では現在の利用終了時刻が「～15時台」の割合が最も高くなっている一方、希望する利用終了時刻は「17時台」が最も高くなっている。

■平日の定期的な事業の利用状況と利用希望■

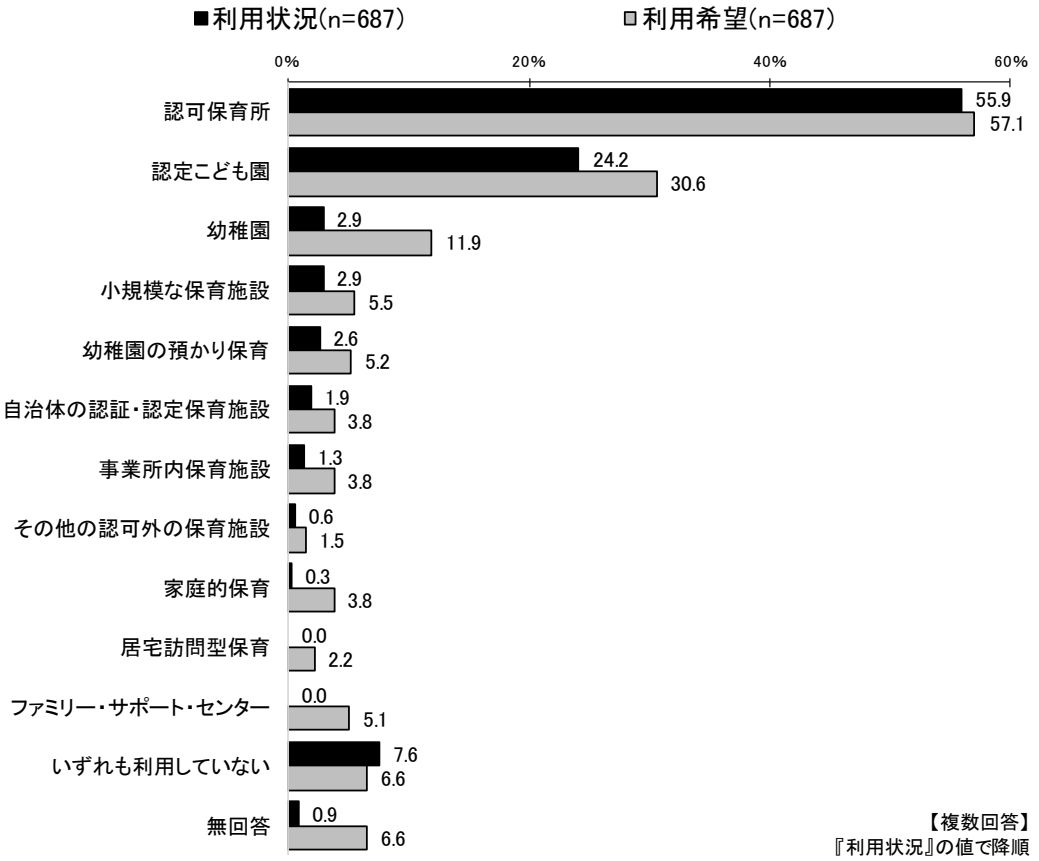


■現在の利用終了時刻と希望する利用終了時刻／就学前【幼稚園】■

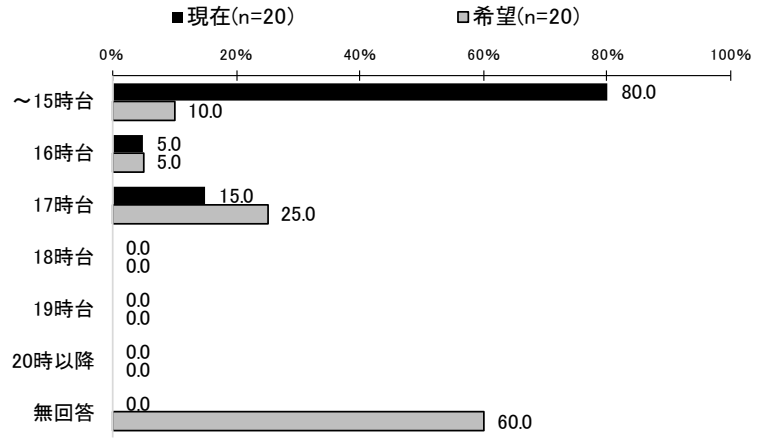

## ③地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）事業のサービスの認知【就学前保護者】

◆地域子育て支援拠点事業のサービスで『子どもの就学についての相談先』『子どもの発達や発育の相談先』『保護者の健康や心配ごとの相談先』などを知らない人の割合は半数以上となっている。

◆利用希望者は、すべての事業で３割前後となっている。

◆ほとんどの事業で利用者の７割は満足している。

■地域子育て支援拠点事業のサービスの認知■

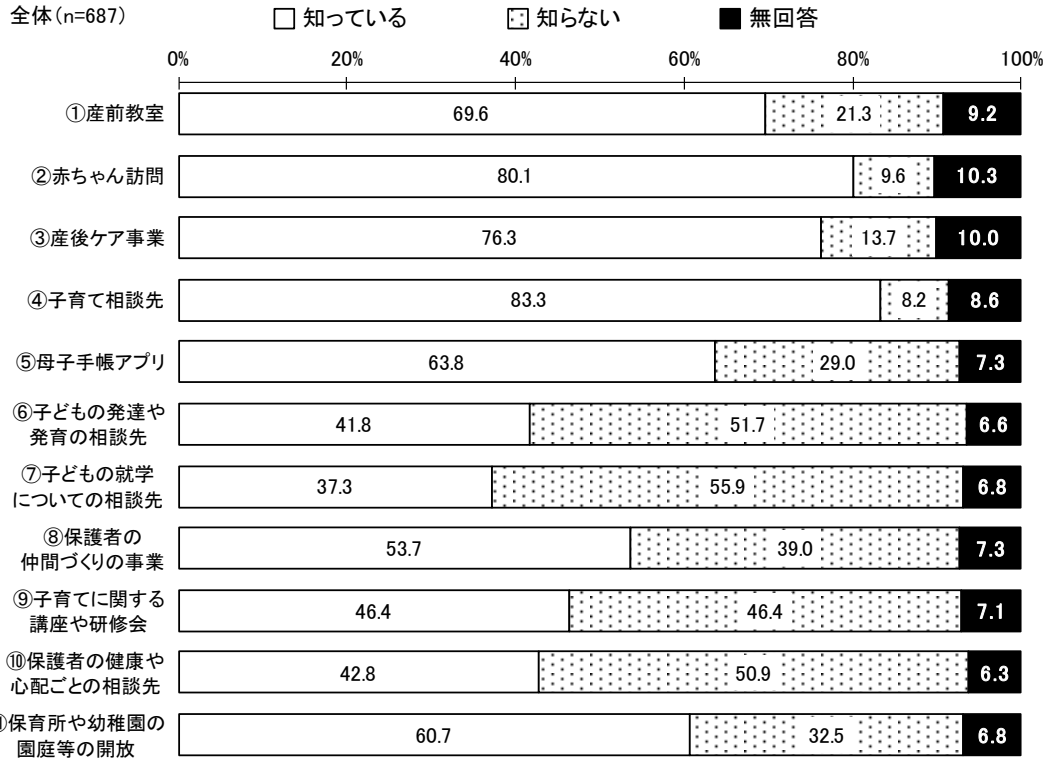

■地域子育て支援拠点事業のサービスの利用状況■

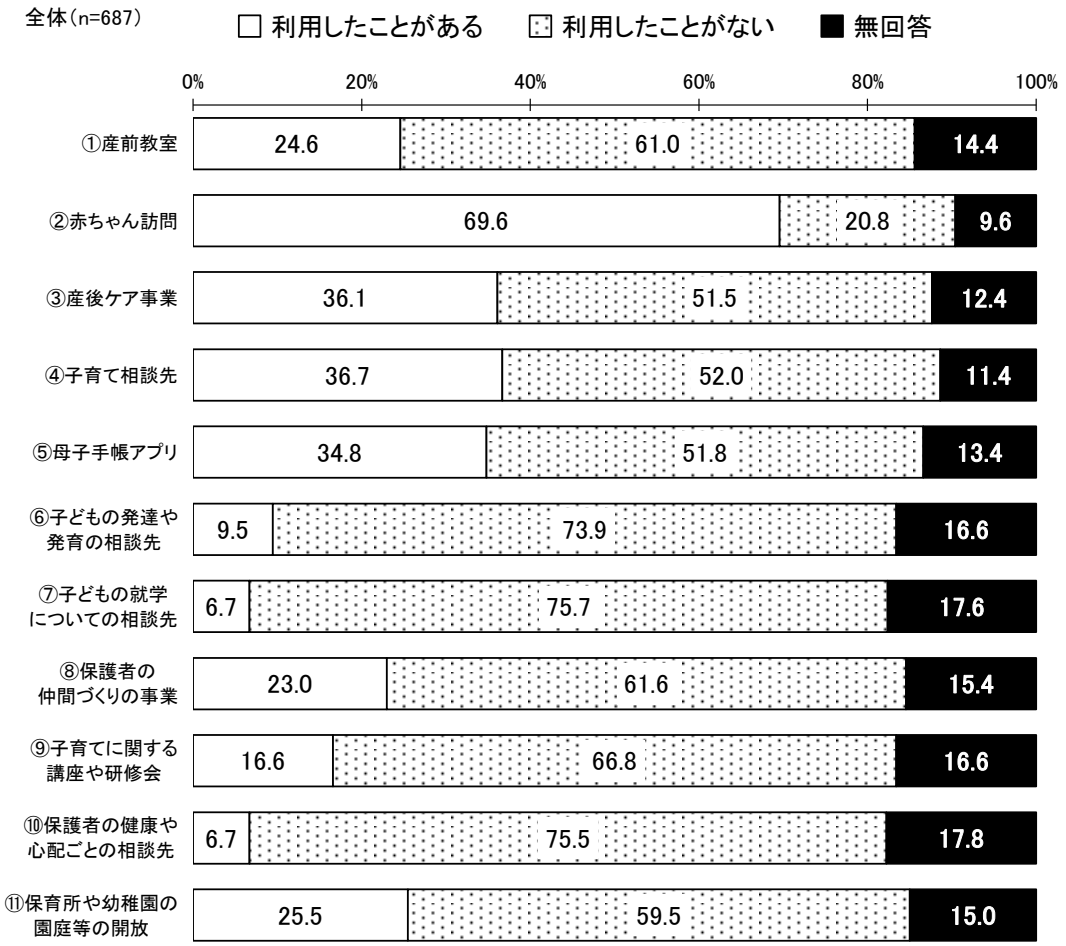

■地域子育て支援拠点事業のサービスの満足度■

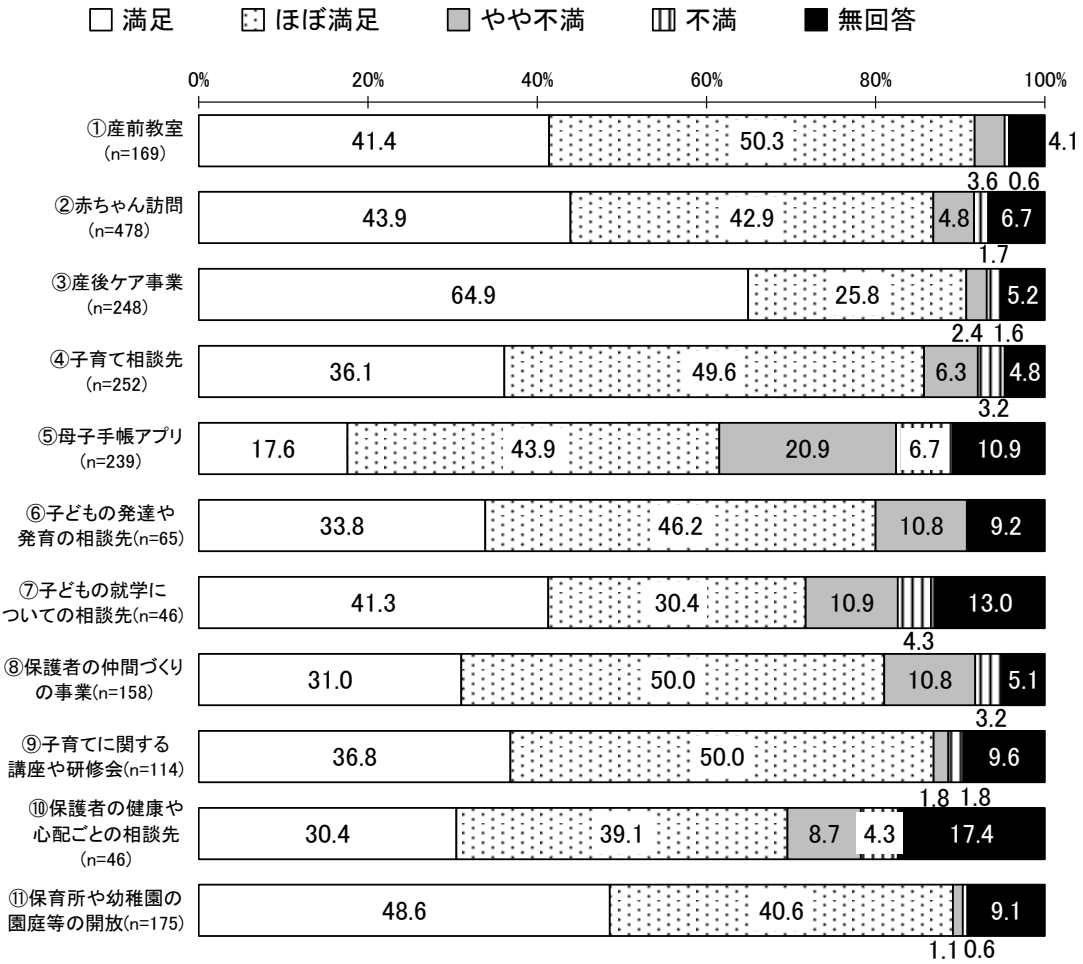

## ④子どもが傷病の際に利用したい病児・病後児のための保育事業

### 【就学前・小学生保護者】

◆就学前の子どもの年齢０～２歳では「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」を希望する割合が最も高く、小学生の全体でも22.3%と他の事業よりも高くなっている。

■子どもが傷病の際に利用したい病児・病後児のための保育事業■

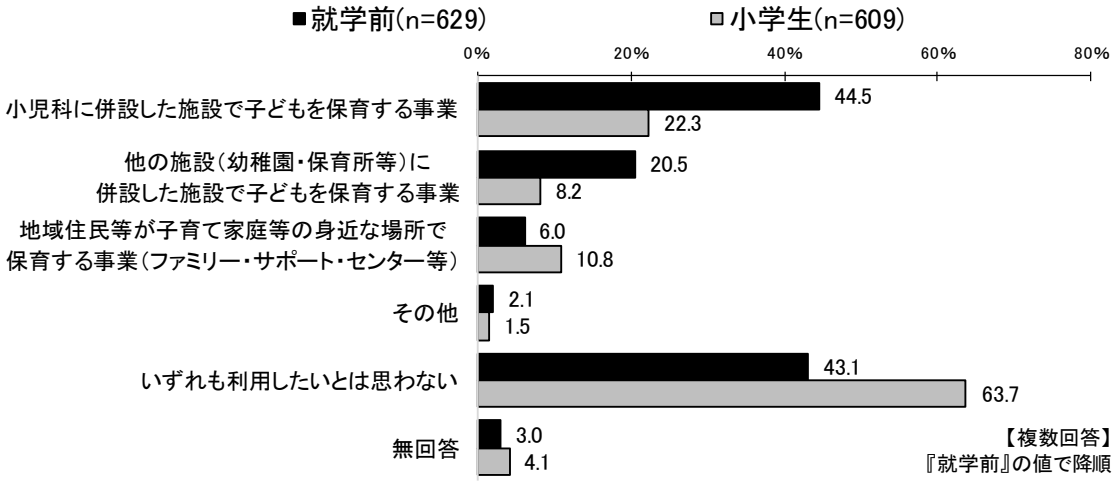

## ⑤平日の放課後を過ごす場所【小学生保護者】

◆全学年において、平日・休日共に自宅で子どもを過ごさせたいという回答が最も多く、また、現在自宅で過ごしている人も最も多い結果となっている。

◆１～３年生では39.5%が、平日は放課後児童クラブで子どもを過ごさせたいと回答し、現在実際に利用している割合は48.8%となっている。

◆放課後児童クラブ、保育所の学童保育の利用（希望）者の中には、長期の休暇期間中の利用希望もあった。

■平日の放課後を過ごす場所■

【１～３年生】

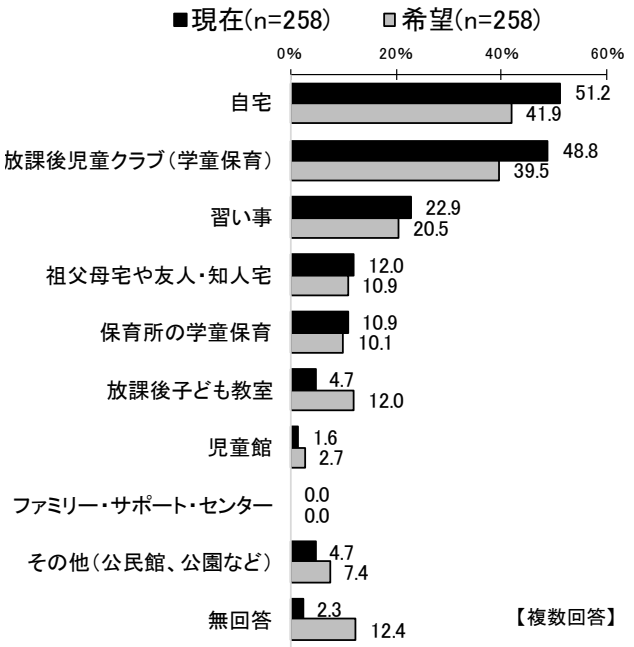


【４～６年生】

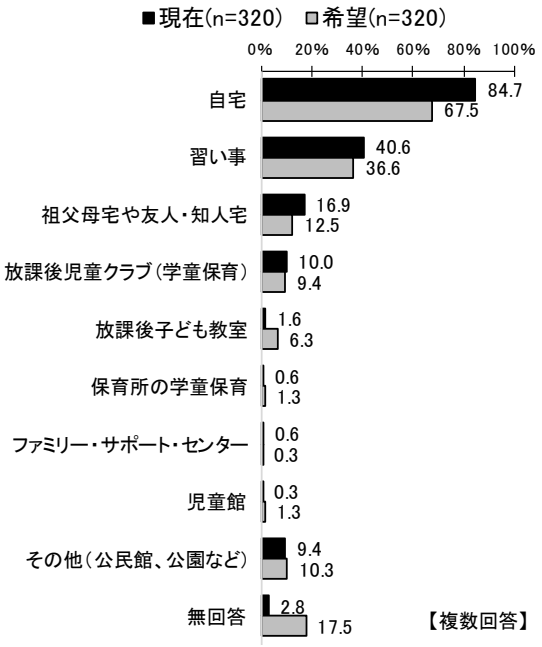

■休日を過ごす場所■

【１～３年生】

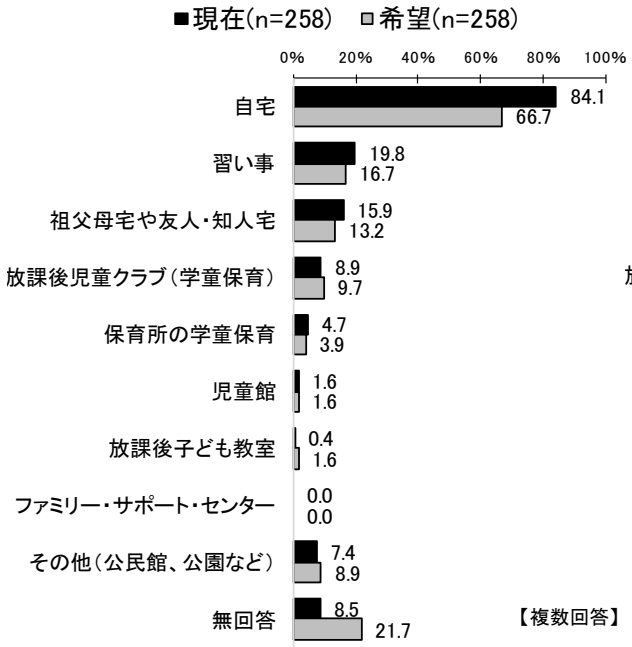


【４～６年生】

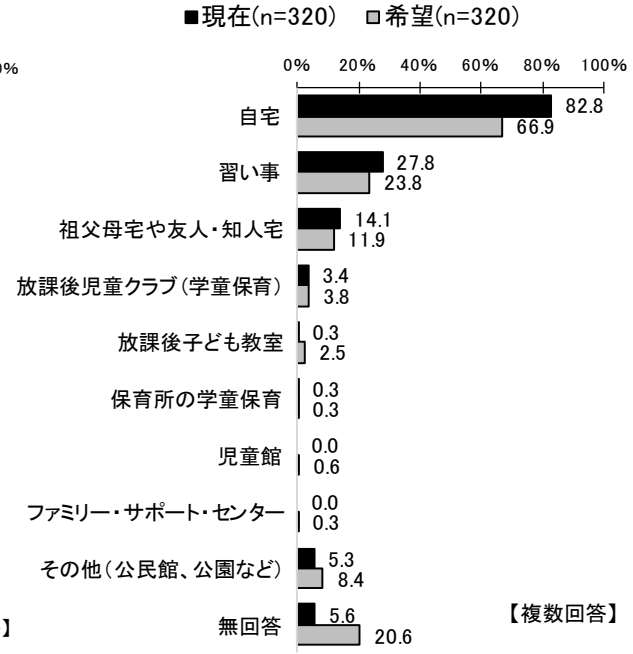

## ⑥市に対して意見を伝えやすい方法【就学前・小学生保護者】

◆市に対して意見を伝えやすい方法は「ＬＩＮＥなどのチャット」の割合が最も高くなっている。

◆「Ｗｅｂアンケートに答える」「アンケート（紙）に答える」「Ｉｎｓｔａｇｒａｍを使って伝える」「対面」などが上位となっている。

■市に対して意見を伝えやすい方法■

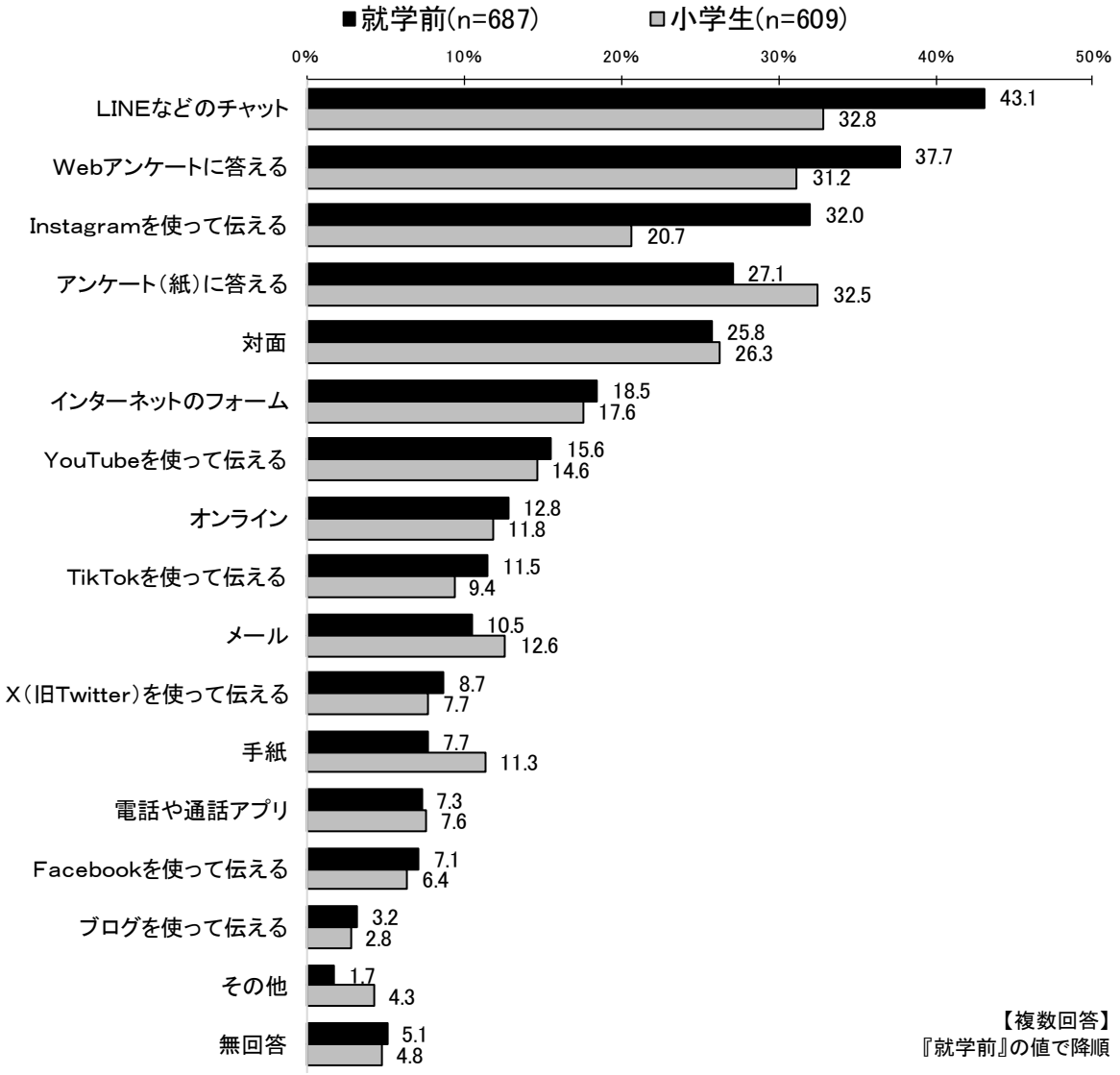


【複数回答】
『就学前』の値で降順

## ⑦子育て環境や支援への満足度【就学前・小学生保護者】

◆子育ての環境や支援への満足度は、就学前では“満足”（「やや満足している」と「非常に満足している」の合計。以下同じ）37.2%、“不満”（「満足していない」と「あまり満足していない」の合計。以下同じ）37.7%、小学生では“満足”18.1%、“不満”34.3%となっている。

■子育て環境や支援への満足度■

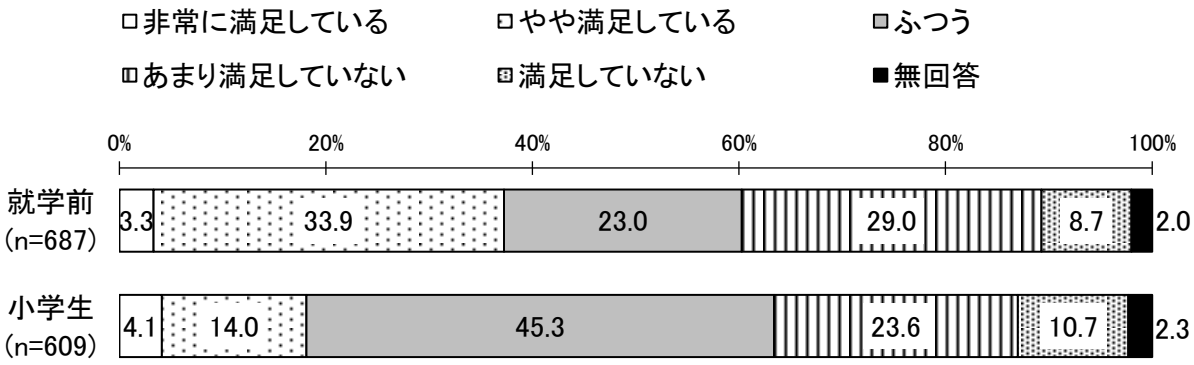

## ⑧子どもの進学先の理由【中学２年生】【中学２年生保護者】

◆子ども・保護者ともに４割以上が大学進学までを希望している。

◆子どもの進学先の理由については６割以上の保護者が子どもの意志を最優先している。

◆子どもの進学先の理由については約１割の保護者が家庭の経済的な状況と回答している。

■将来の進学について■

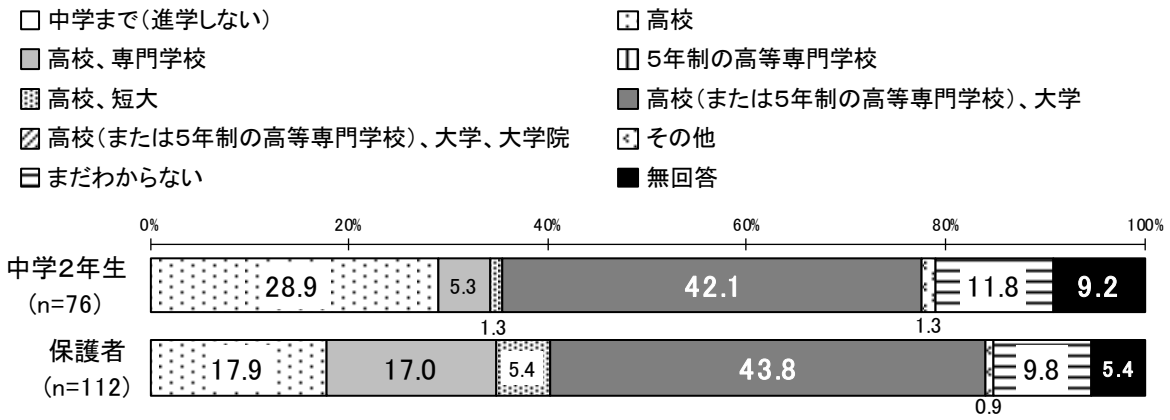


■子どもの進学先の理由／中学２年生保護者■

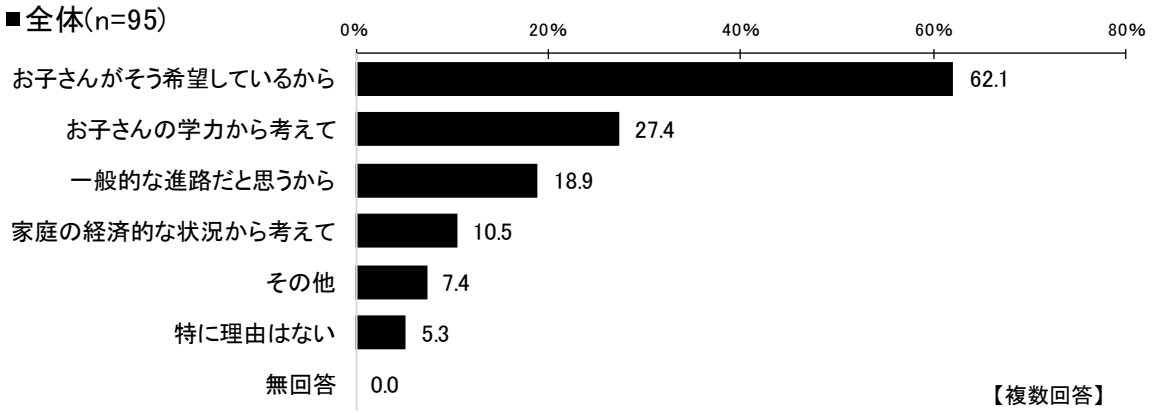

## ⑨相談相手【中学２年生】

◆中学２年生の悩みごとの相談相手については、６割以上が親に相談すると回答している。

◆「だれにも相談できない、相談したくない」との回答が５.３％となっている。

■相談相手■

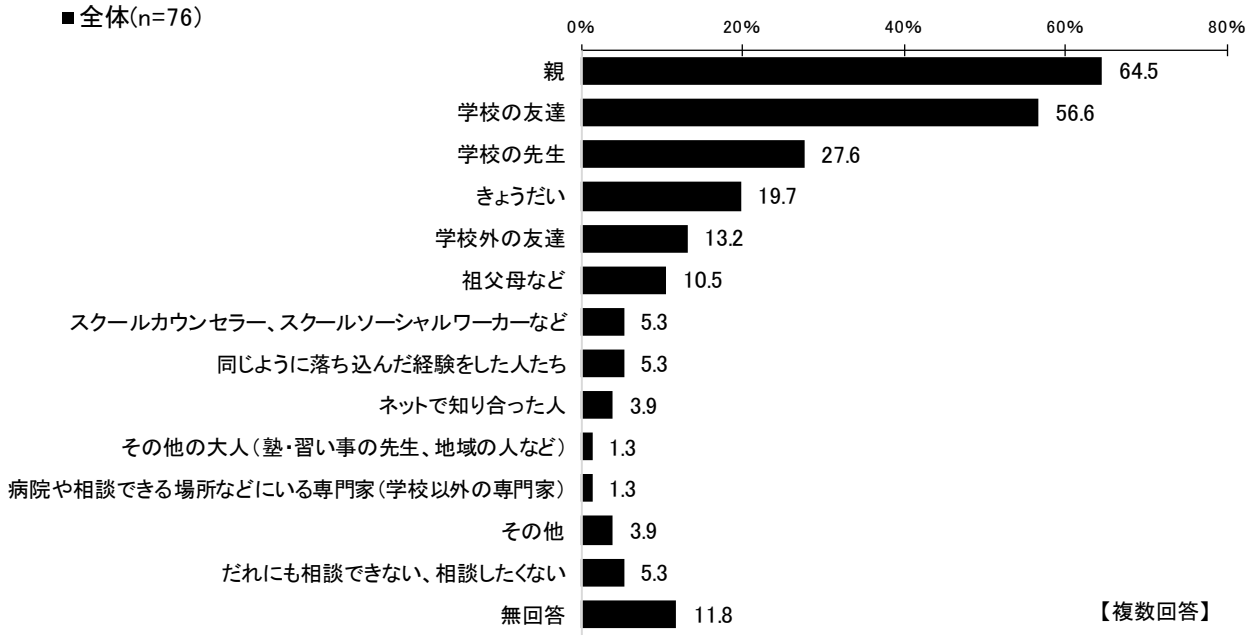

## ⑩回答者にとっての居場所【中学生２年生】

◆『家族（親せきの家を含む）』を居場所だとする中学２年生が８割弱に上り、家族との関係性が良好とする子が多い結果となった。

■回答者にとっての居場所■

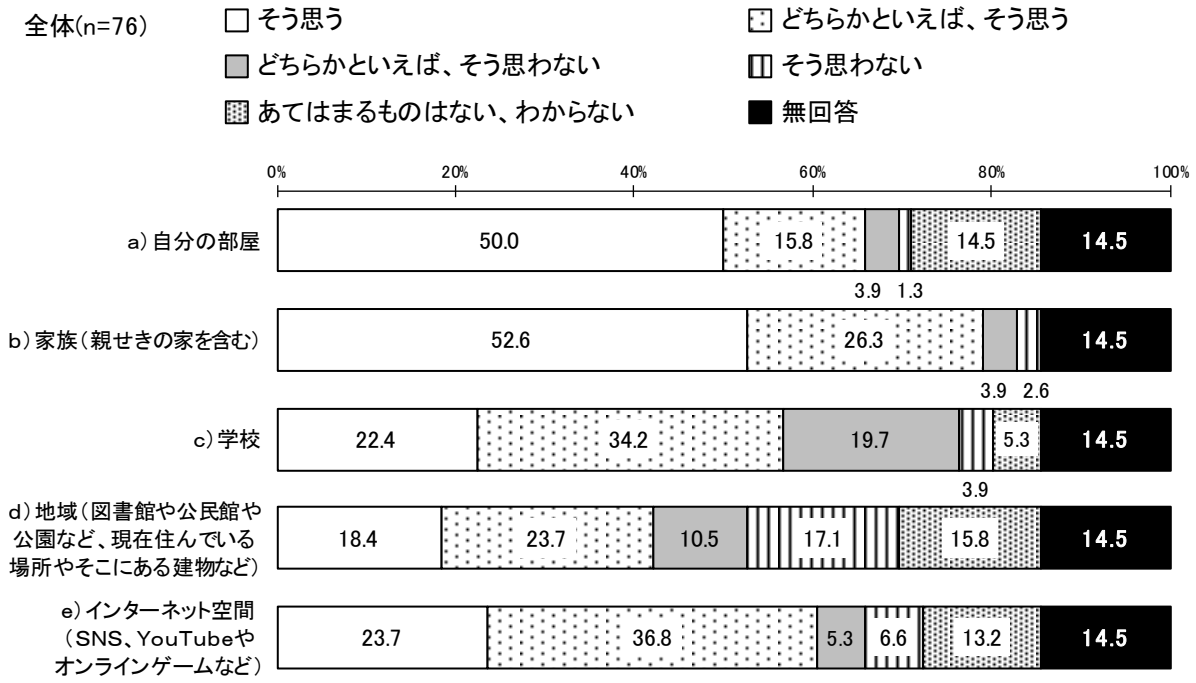

## ⑪現在の暮らしの金銭的なゆとり【中学２年生保護者】

◆現在の暮らしは金銭的に苦しいと回答した割合が38.4％となっている。

◆過去１年間金銭的理由で必要な食料が買えないことがあった家庭は15.2％となっている。

◆過去１年間金銭的理由で必要な衣服が買えないことがあった家庭は23.2％となっている。

■現在の暮らしの金銭的なゆとり■

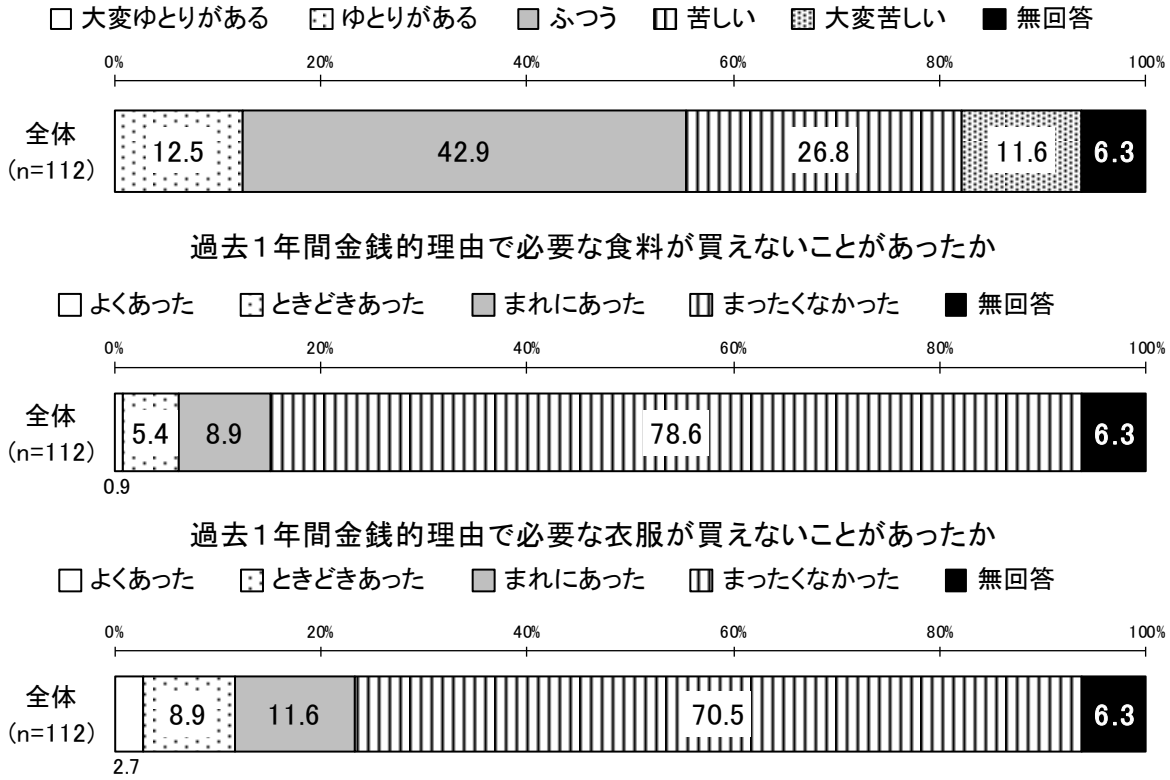

## ⑫「児童の権利条約」を知っているか【中学生２年生】

◆「児童の権利条約」を知っているかについては、全体では「知らない」の割合が63.2%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」（19.7%）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（2.6%）の順となっている。

【児童の権利条約について】
児童（18 歳未満の子ども）の基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。
＜児童の権利条約の４つの原則＞
●差別の禁止（子どもはどんな理由でも差別されず、権利が保障されること）
●子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えること）
●生命・生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
●子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）
この４つの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

■「児童の権利条約」を知っているか■

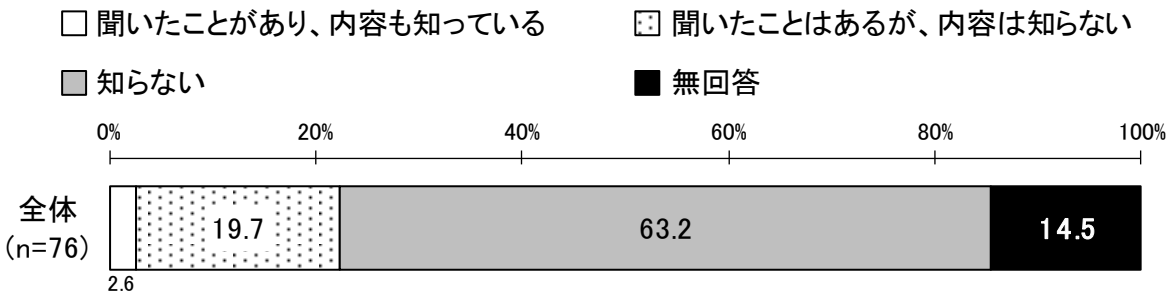

## ⑬「こども基本法」を知っているか【中学生２年生】

◆「こども基本法」を知っているかについては、全体では「知らない」の割合が64.5%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」（17.1%）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（2.6%）の順となっている。

【こども基本法について】

すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指す法律です。国・県・市など、社会全体でこどもや若者に関する取組（「こども施策」）を進めていきます。

■「こども基本法」を知っているか■

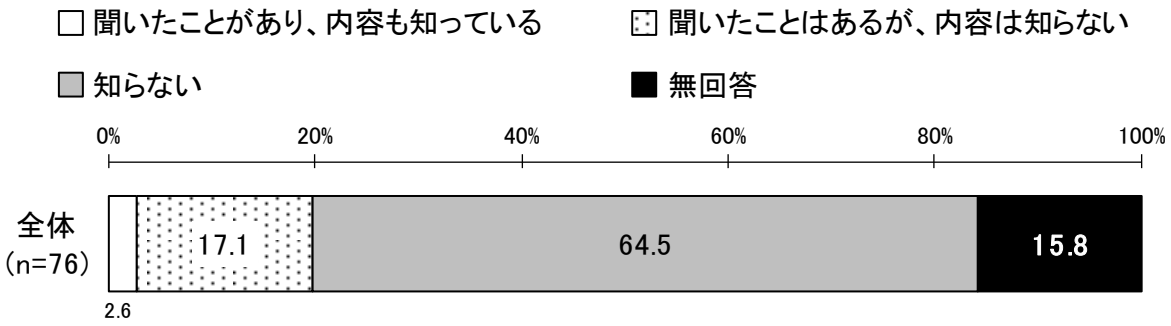

## ⑭益田市に意見を伝えやすい方法【中学生２年生】

◆益田市に意見を伝えやすい方法については、全体では「学校を通して伝える」の割合が42.1％で最も高く、次いで「アンケート（紙）に答える」（26.3％）、「ＬＩＮＥなどのチャット」（25.0％）の順となっている。

■益田市に意見を伝えやすい方法■

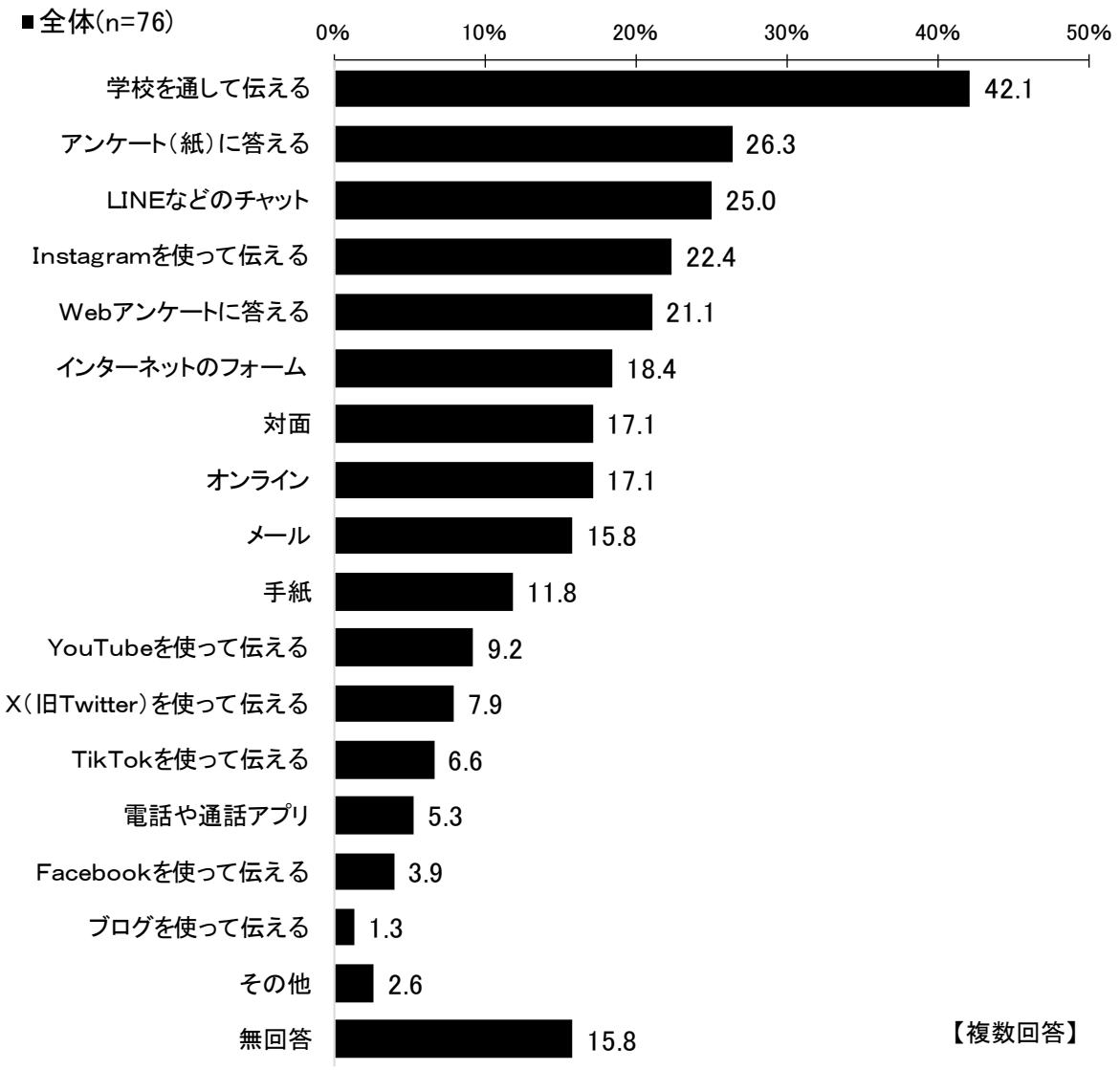

## ⑮回答者にとっての居場所【16 歳～３９歳若者】

◆『自分の部屋』『家庭（実家や親族の家を含む）』などが自分の居場所だと回答する割合が高くなっている。

◆「家庭（実家や親族の家を含む）」が「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」と回答する割合が8.6%となっている。

◆「学校（卒業した学校を含む）」「職場（過去の職場を含む）」「地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など）」が自分にとっての居場所として「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」と回答する割合が３割以上となっている。

■回答者にとっての居場所■

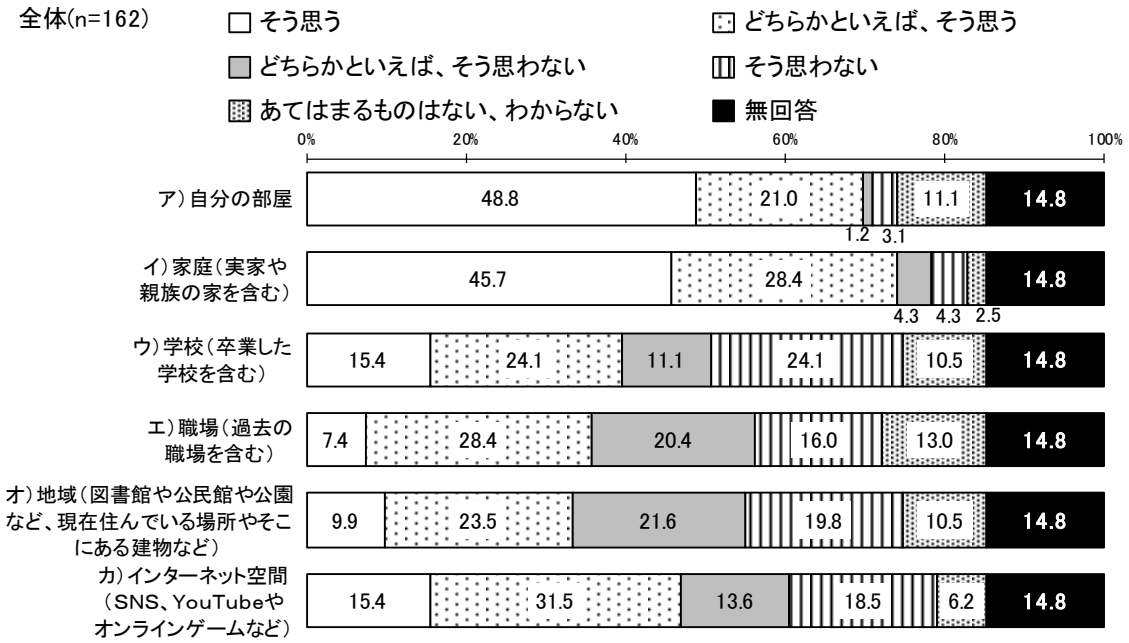

## ⑯外出頻度【16 歳～３９歳若者】

◆「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が半数以上を占めている。

■外出頻度■

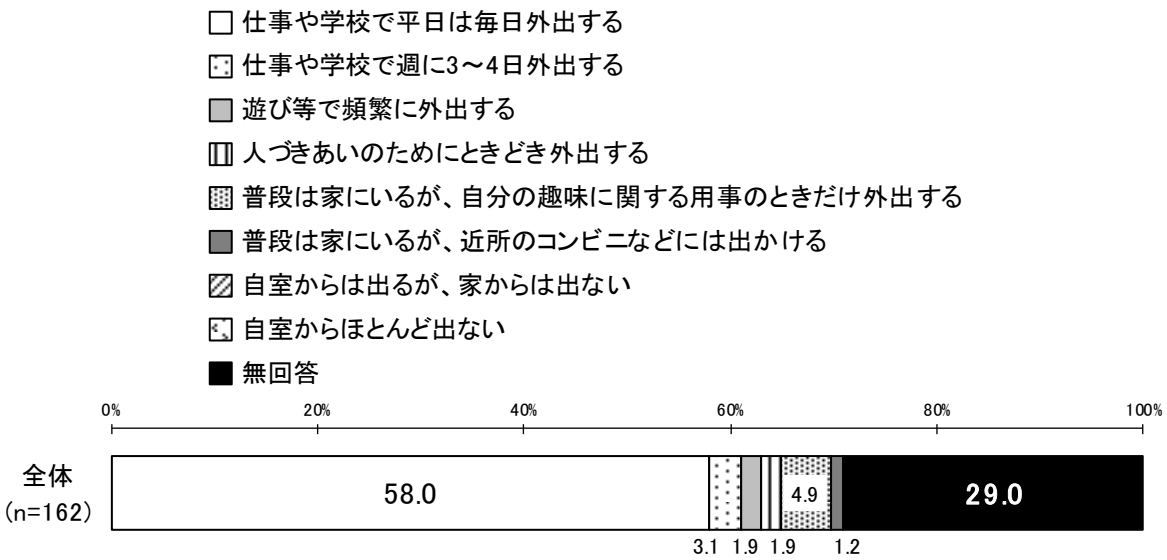

## ⑰生活を円滑に送ることができない状態になったときに相談したい相手【16 歳～３９歳若者】

◆生活を円滑に送ることができない状態になったときに相談したい相手の上位は「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」と回答した人の割合が高くなっており、誰かに相談したいと思っている人が多い一方、「誰にも相談したくない」が１割となっている。

■生活を円滑に送ることができない状態になったときに相談したい相手■

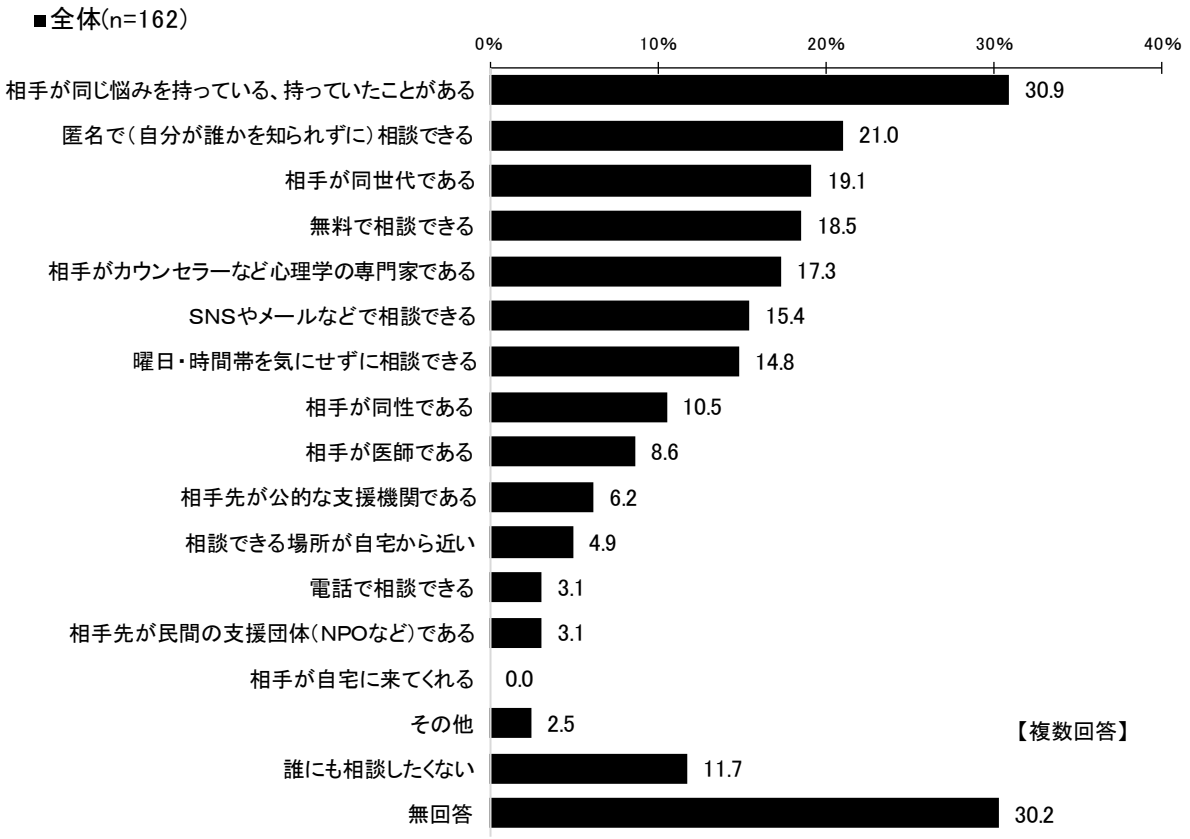

## ⑱こども・若者を対象とした育成支援機関等を利用したいか

### 【16 歳～３９歳若者】

◆こども・若者を対象とした育成支援機関等を利用したい人の割合は32.1％となっている。

■こども・若者を対象とした育成支援機関等を利用したいか■

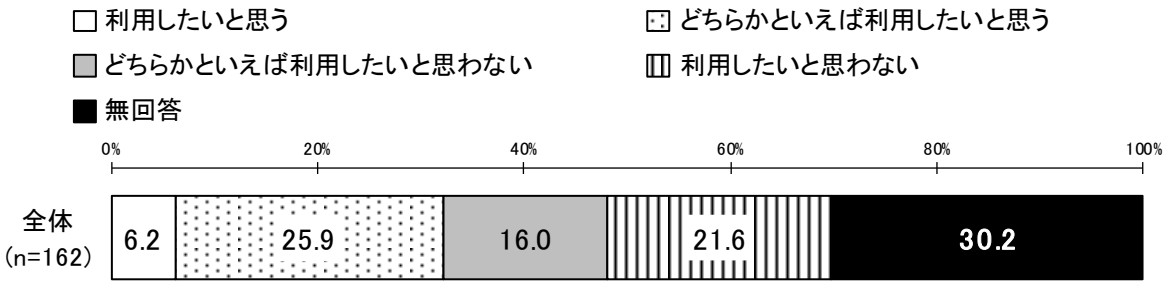

## ⑲「児童の権利条約」の認知【16 歳～３９歳若者】

◆「児童の権利条約」の認知については、全体では「知らない」の割合が29.0%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」（26.5%）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（15.4%）の順となっている。

■「児童の権利条約」の認知■

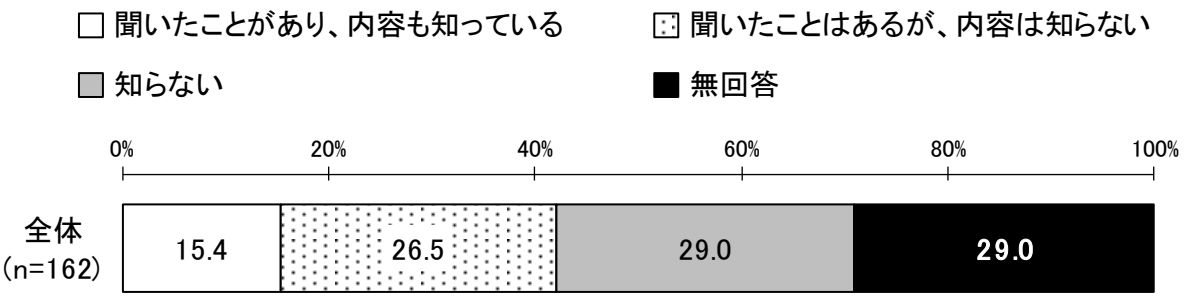


## ⑳「こども基本法」の認知【16 歳～３９歳若者】

◆「こども基本法」の認知については、全体では「知らない」の割合が31.5%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」（28.4%）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（11.7%）の順となっている。

■「こども基本法」の認知■

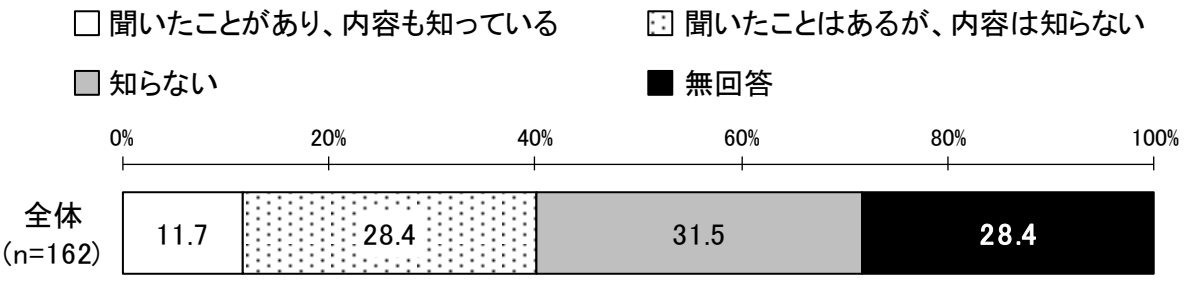

## ㉑益田市に意見を伝えやすい方法【16 歳～３９歳若者】

◆益田市に意見を伝えやすい方法の上位３項目は「Ｗｅｂアンケートに答える」「インターネットのフォーム」「ＬＩＮＥなどのチャット」となっている。

■益田市に意見を伝えやすい方法■

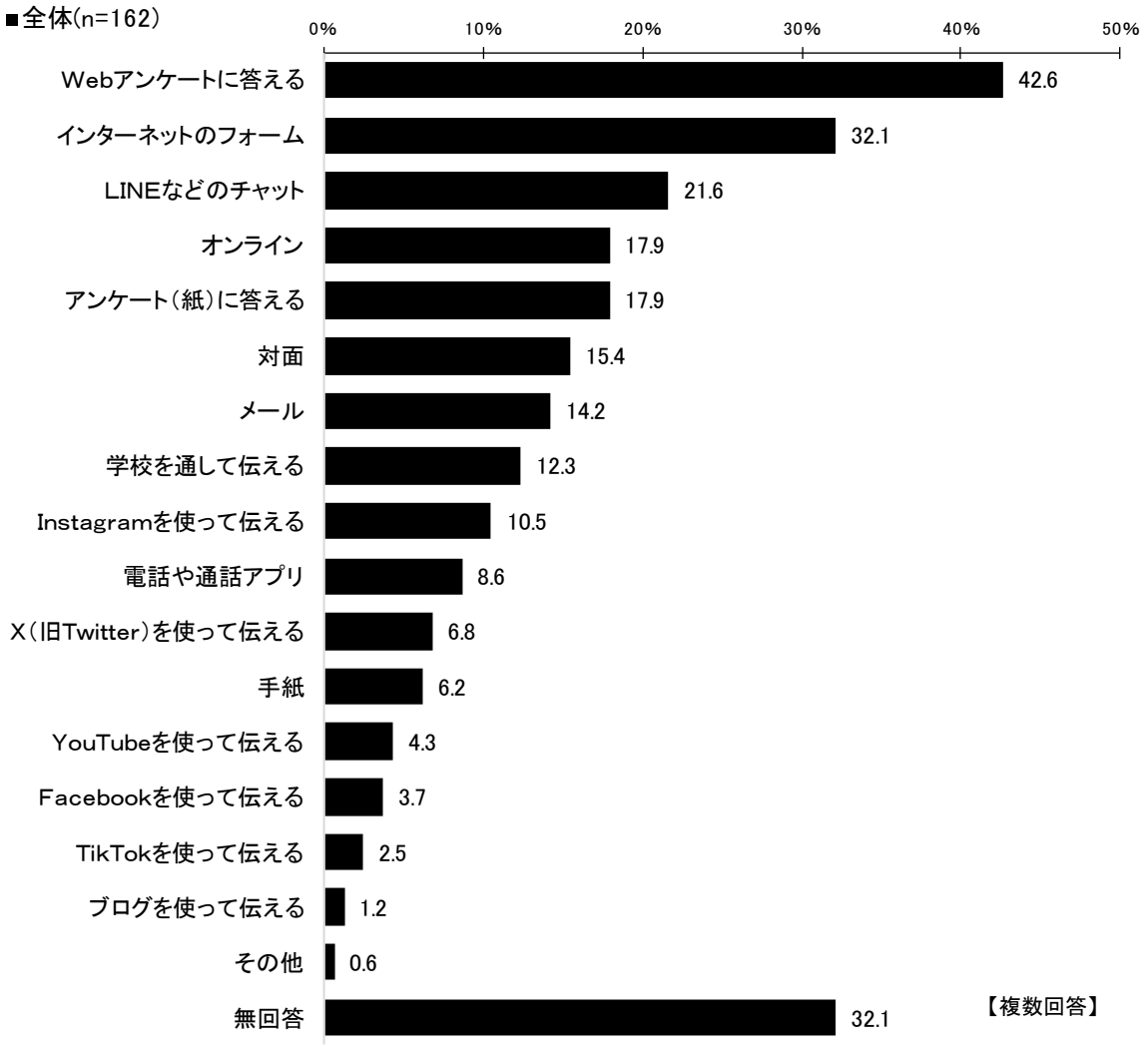

## （３）益田市こども・子育て支援関係施設・団体調査結果

市内のこども・子育て支援関係施設・団体（回答 145 団体）に対する調査結果からみるこども・子育て支援関係施設・団体の現状について以下にまとめます。

### ①こども大綱などに対する理解や認識について

◆「子どもの権利条約」を「知っている」の割合が最も高く61.4%、次いで「知っており、施設団体で共有している」（17.2%）となっている。

◆「こども基本法」を「知っている」の割合が最も高く60.7%、次いで「知っており、施設団体で共有している」（15.9%）となっている。

◆「こどもまんなか社会」という言葉を「知っている」の割合が最も高く55.2%、次いで「知っており、施設団体で共有している」（17.2%）となっている。

■「子どもの権利条約」を知っているか■

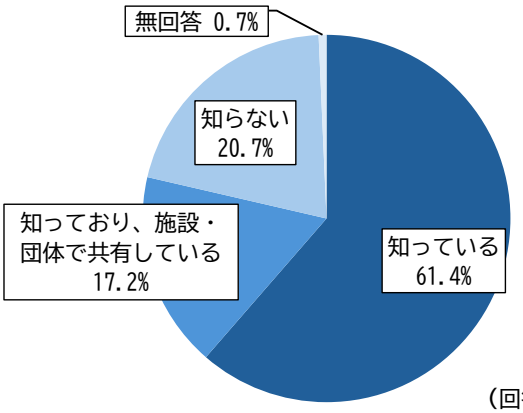


（回答者数=145）

■「こども基本法」を知っているか■

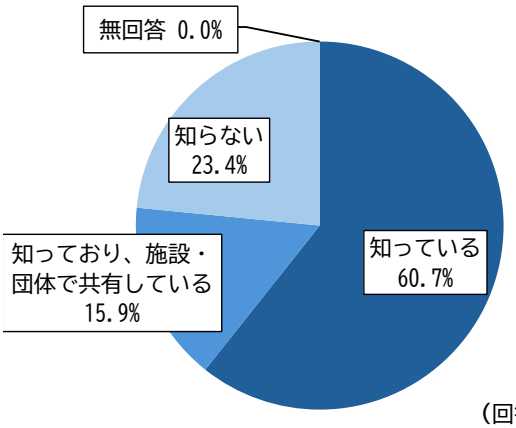


（回答者数=145）

■「こどもまんなか社会」という言葉を知っているか■

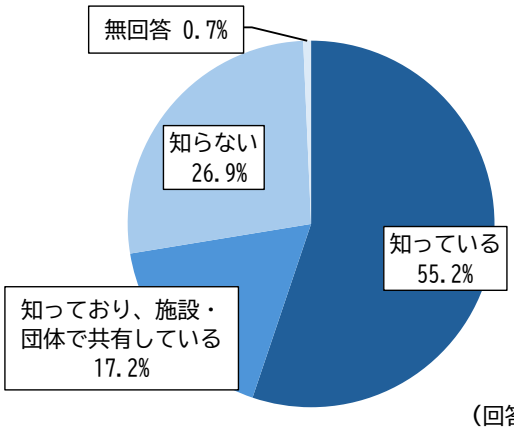


（回答者数=145）

## ②こどもの意見ややりたいことの反映について

◆「こどもの意見を聴く機会がある」の割合が最も高く84.8%、次いで「こどもの意見を聞く機会がない」（14.5%）となっている。

◆「こどもの意見が居場所づくりに反映されている」の割合が最も高く67.6%、次いで「こどもの意見が居場所づくりに反映されていない」（29.7%）となっている。

◆「こども自身がやりたいことを企画・実現できている」の割合が最も高く68.3%、次いで「こども自身がやりたいことを企画・実現できていない」（30.3%）となっている。

■こどもの意見を聴く機会があるか■

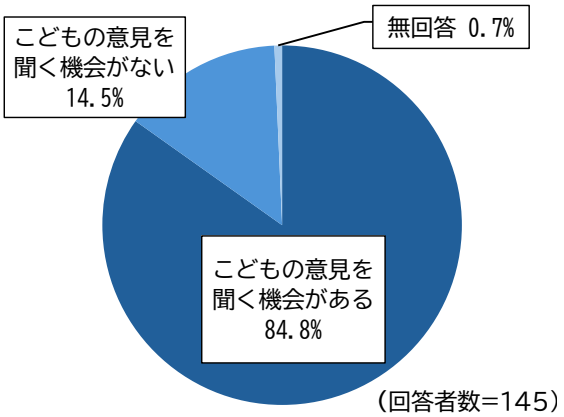


（回答者数=145）

■こどもの意見が居場所づくりに反映されているか■

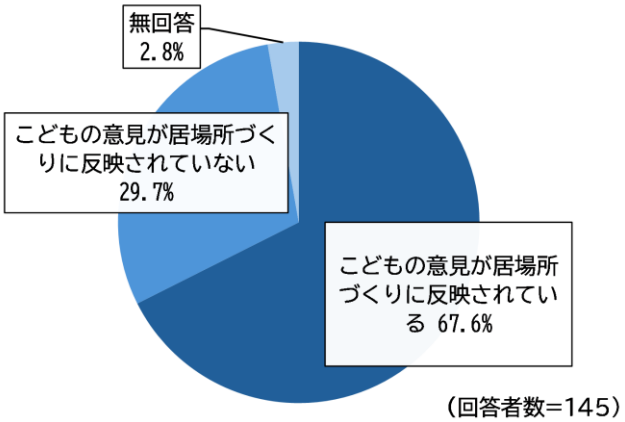


（回答者数=145）

■こども自身がやりたいことを企画・実現できているか■

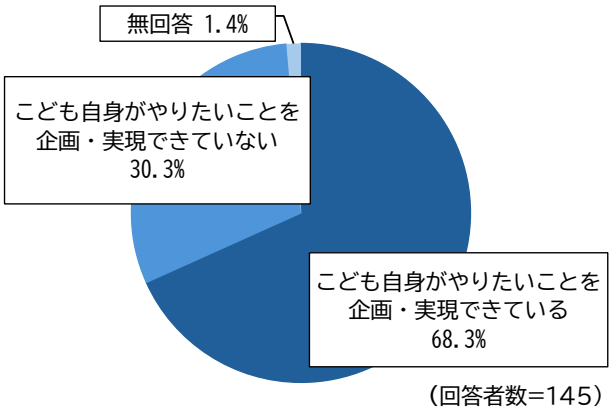


（回答者数=145）

## ③「こどもまんなか社会」への考え方について

◆「こどもまんなか社会」に向かっていると「思わない」（46.9%）、「思う」（46.2%）となっている。

■益田市は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか■

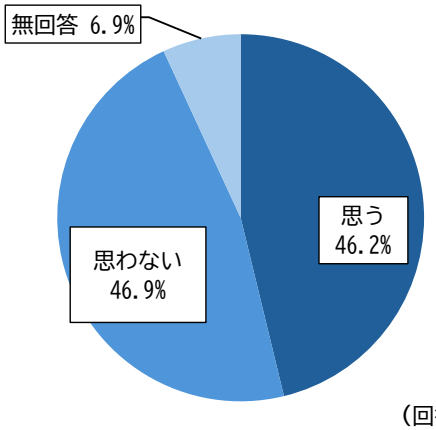


（回答者数=145）

## ④こども・子育て支援関係施設・団体に共通する考え方などついて（記述回答による）

◆こどもに対する取組においては、「こどもの主体性の尊重」「こどもへの継続的な意見聴取」「成功体験の提供」「個別対応と柔軟性」などの意見があった。

◆関連機関等の連携においては、「地域や保護者との連携」「多機能連携の重要性」などの意見があった。

## ３　第２期益田市子ども・子育て支援事業計画の実績について

第２期益田市子ども・子育て支援事業計画の実績を記します。

### （１）定期的な教育・保育事業

| | 実績 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2020 年度（令和２年度） | | | | 2023 年度（令和５年度） | | | |
| | １号 | ２号 | ３号 | | １号 | ２号 | ３号 | |
| | 3～5歳 | 3～5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3～5歳 | 3～5歳 | 1・2歳 | 0歳 |
| 特定教育・保育施設 | 179 | 947 | 502 | 200 | 165 | 864 | 481 | 181 |
| 特定地域型保育 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 合計（人） | 179 | 947 | 707 | | 165 | 864 | 672 | |

### （２）地域子ども・子育て支援事業の提供体制

| | | | 実績 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 2020 年度（令和２年度） | 2023 年度（令和５年度） |
| 利用者支援事業 | | 基本型・特定型（ヶ所） | 0 | 0 |
| | | 母子保健型（ヶ所） | 1 | 1 |
| 延長保育 | | 人数 | 589 | 347 |
| 一時預かり事業 | 幼稚園による一時預かり | 人日数 | 3,162 | 2,447 |
| | その他一時預かり | 一時預かり（人日） | 1,698 | 1,599 |
| | | ファミサポ（人日） | 23 | 26 |
| | | 合計（人日） | 1,721 | 1,625 |
| ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） | | 人日数 | 116 | 101 |
| 放課後児童クラブ事業 | | 人数 | 465 | 420 |
| 子育て短期支援事業 | | 人日数 | 155 | 140 |
| 地域子育て支援拠点事業 | | 人日数 | 750 | 750 |
| | | 個所数 | 1 | 1 |
| 養育支援訪問事業 | | 件数 | 40 | 33 |
| 病児保育事業 | | 人日数 | 1,300 | 1,368 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | | 対象人数 | 280 | 260 |
| 妊婦健診事業 | | 健診回数 | 3,240 | 3,000 |

## （３）第２期子ども・子育て支援事業計画の取組状況と課題

### 基本目標１　地域における子育てへの支援

#### ① 多様な子育て支援サービス環境の整備

●地域子育て支援拠点事業では、相談事業、交流事業、学習事業を３本の柱として取組を進めてきました。子育て支援センターの存在自体や事業内容について、より多くのみなさんに知っていただき利用していただくことが課題となっています。

●ファミリー・サポート・センター事業では、子育て支援に対するニーズが多様化する中で、通常の施設サービスでは補完しきれないケースについての支援を行いました。課題としては制度を広く周知すること、また、運営上においては突発的、臨時的な支援を行う上で、受ける側と支援する側のマッチングが課題となっています。課題点については解消に繋がるよう「おねがい会員」「まかせて会員」の新規登録を推進していきます。

●子育て短期支援事業では、事業委託先が１箇所しかなかったため、里親へ委託先を拡大し、保護者からの多様なニーズに柔軟に対応できるよう体制整備を行いました。

●保護者の就業形態の多様化などに対応するため、延長保育事業、一時保育事業、障がい児・発達促進保育事業、病児保育事業、放課後児童預かり事業等の特別保育サービスや幼稚園での１号認定の子どもの「預かり保育」を支援しました。

●利用児童が安全で安心して過ごせる保育所等の施設整備を促進するため、老朽化した保育所の建て替え支援を行いました。

●保育所、幼稚園、認定こども園においては、利用児童の健全な育成を促進するため、子ども主体の保育を目的とした巡回支援指導事業を実施しました。

#### ② 地域における子どもの居場所づくり

●放課後児童クラブでは、児童数の減少に反して、利用希望者が増加傾向にあります。このため、定員の増加や新たなクラブの設置を行いました。今後も待機児童ゼロを目指し、地域の実情に合わせた放課後児童クラブの体制整備や施設整備などを計画的に実施する必要があると考えます。また、支援員等の質向上については、専門知識を有する者に委託し、児童への接し方や指導方法、支援員としての質の向上を目的とした研修の充実を図りました。今後も特に支援を必要とする児童への接し方や保護者対応など、支援員の資質や意欲向上に繋がる研修を継続して実施していくことが重要と考えます。

●ボランティアハウス（放課後子ども教室）は、市内 11 箇所で開設しており、小学生とパートナー（地域住民のボランティア）が交流しながら、学習・スポーツ・文化芸術活動などに取り組んでいます。しかし、パートナーの高齢化・固定化が進んでいることが課題となっています。パートナーの負担軽減や活動内容の充実のため、新たな人材の発掘や他団体との連携・協働体制の構築が必要と考えます。

●地域で育む子育て支援ネットワークの充実のため、つろうて子育て協議会が中心となり学校外の子どもの体験活動を創り出すことにより、子どもを真ん中に据えた地域ぐるみの子育て支援が確立されてきていますが、地区によって活動内容に差があることが課題です。引き続きつろうて子育て協議会や公民館が中心となり、他団体と連携した取組を進めつつ、新たな人材・団体の育成・発掘を行います。

### ③ 母親と子どもの健康の確保

●母子健康手帳の交付時にすべての妊婦と面談を実施し、状況把握、母子保健事業や子育て支援に関する情報提供、必要に応じて関係機関と連携して妊娠期から支援を行いました。併せて、14 回分の妊婦一般健康診査受診票を発行し、公費による事業実施により、必要な時期での定期的な受診が母子の健康を確保し、安全安心な出産に繋がるよう受診勧奨を行いました。

●「妊娠中における産前教室」については、妊娠を考えている方や妊婦とその家族に対象者を拡大し、家庭全体で必要な情報を共有することで、安心して妊娠期を過ごしながら出産を迎え、家族で協力して子育てができるよう充実を図りました。

●乳児家庭全戸訪問事業では、生後 4 か月までにほぼ全数の家庭に訪問を実施しており、支援が必要な家庭に対して、早期に適切な資源やサービスにつなぐため、産後早期に連絡を取り、早めの訪問を実施できるようにしました。引き続き、妊娠期からの切れ目ない支援をとおして、支援が必要な家庭を早期に把握し、速やかに支援に繋げることで安心して子育てができる環境づくりを行います。

●乳幼児の健康診査と歯科健診については、ほぼ全数の受診を達成しており、未受診の方へのフォローも行いました。支援を要する家庭や子どもが増加しており、引き続き受診勧奨や未受診児の状況把握に努めるとともに、関係機関と情報共有、連携を図りながら支援を行っていく必要があると考えます。

●健診時の相談や健診後の園訪問などのフォローをとおして、発達相談の利用に繋がる幼児が多く、支援内容によっては臨床心理士や言語聴覚士の相談や支援機関につなぎ、切れ目ない発達支援が行えるよう関係機関と連携して対応しました。

●産後ケア事業については、妊娠期からの支援と関係機関との連携を通じて、産後早期にサービスに繋ぐことができており、アンケート結果での利用者の満足度も高い状況です。今後も利用者の意見を踏まえ、より利用しやすい体制整備を行い、周産期うつ病の重症化予防を図るとともに産後の初期段階における支援を強化することが必要と考えます。

### ④ 子育ての悩みや不安への支援

●スクールカウンセラーが全小中学校に配置され、児童生徒、保護者との相談を行うとともに、職員へのコンサルテーションを実施しました。また、休日・長期休業中の SC 相談センターを開設し、学校外での相談の機会を設けました。さらに、各学校に割り

振られた時間に加えて緊急対応用の時間を県と市で確保し、学校からの要請に応じて柔軟で迅速な対応ができました。今後も配置時間数が少ない学校で、対応に必要な事案が生じた場合は、県及び市の緊急対応の時間を積極的に利用します。

●子育て支援センターでは月１回乳幼児健康相談を実施し、専門的な相談を受け付けました。また、通常の来所時においても相談を受け付けており、多くの方からご相談をいただいています。今後も今までどおりの相談体制を維持しながら、より多くの事業の内容を知っていただけるよう周知に努めていきます。

●「ますだ健康ダイヤル 24」では、24 時間年中無休の電話相談を実施し、健康に関する悩みや不安を軽減できるようにしました。また、自動応答のチャットボットも新たに利用できるようになりました。引き続き電話相談の活用を促すことで、市民の安全安心や適切な医療機関の受診につなげていく必要があると考えます。

●子ども・若者支援センターによる相談では、不登校、ひきこもりや無就労のこども、その保護者などを対象とし、対面による相談、電話相談、居場所の開設、学習支援、体験活動・就労体験などの活動を実施しました。今後、相談に必要な部屋の確保や、子ども・若者支援センターについての情報発信について改善が必要と考えます。

●こども家庭センターにおいては、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行いました。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的な切れ目のないマネジメントが必要と考えます。

●母子保健推進員については、乳幼児健診の受診勧奨や子育てサロンの案内、妊婦や乳幼児への声かけなど、地域に密着した活動を行いました。委嘱助産師については希望に応じて妊婦、産婦、乳児への訪問指導を行いました。子育てを取り巻く環境が変化する中、各地区の状況に合った活動体制の検討が必要と考えます。

●出生、転入、転出などの手続きの際には、窓口業務支援システム（らくまど）を導入したことにより、特別な場合を除きワンストップで手続きを行うことが可能となったため、子育て世帯の負担軽減を図ることができました。

## 基本目標２　子どもにとって良質な教育・保育の提供

### ① 就学前教育・保育の体制確保

●幼稚園においては、入園児童が減少傾向にある中で、厳しい施設運営を行っているところもあり、幼児教育の維持が図られるよう、施設型給付による財政支援を行いました。

●中山間地域に開設している小規模な保育施設（定員２０名未満）については、入所児童数の減少により厳しい施設運営を行っているところもあり、受入体制の維持を図るため、運営費の補助を行いました。

●幼児教育の受入体制の充実のため、認定こども園への移行を検討している施設に対し

て、情報提供などを行いました。

●教育・保育の専門性を高め質の向上を図るため、保育士等を対象としたキャリアアップ研修を実施しました。

### ② 保幼こ小の連携

●益田市版接続カリキュラムを活用した小学校区ごとの保幼こ小交流活動がより充実したものとなるよう、島根県立大学とも連携し、交流活動後の振り返りができる研修を企画しました。

●市内保育所等で乳幼児と触れ合う中高生の保育体験プログラムについては、乳幼児との触れ合いをとおして子育てに対する関心と理解を深めることができました。また、保育体験としてのキャリア教育を実施することができました。

●ふるさと教育の推進に向けて、保育所等では、夕涼み会への招待、野菜作り、運動会など、保護者や地域の方との交流活動への支援を行いました。また、市内全小中学校・保育所等が中学校区ごとにテーマを共有し、一貫した取組を実施しました。今後も引き続き、保幼こ小中高(特)と公民館、地域の団体が連携した取組を実施するとともに、新たなプログラムの創出や、新たな連携・協働体制の構築を図ります。

●食育活動として、保幼こ小中連携による献立を継続して行い、地産地消や季節食などを通じて食育の推進につなげました。今後も保幼こ小中連携の活動を広げていくため、学校給食や食育に触れる機会を積極的に推進していく必要があると考えます。

## 基本目標３　配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

### ① 配慮が必要な子どもへの支援

●障がい児通所支援事業においては、年々利用者が増加しており、受け入れが困難となっていた問題については、引き続き関係機関との連携を図り、より一層の支援の質の向上に取り組む必要があります。

●就学にあたり配慮が必要となる児童・生徒への支援に当たっては、必要に応じて特別支援教育支援員を適切に配置しました。年度初めには、配置校に訪問し、支援の実際の場を見て助言を行ったり、配置校の管理職等には適切な支援員活用について助言しました。また、支援方法について研修を２回実施しました。中学校の通常の学級支援員の配置は予算上実施できなかったため、県の学びいきいきサポートティーチャーを活用するなどの方法を検討しました。今後、支援学級や支援を要する子どもの増加に伴い、新規の支援学級の担任や支援員も増加しており、研修や訪問の機会を十分に準備する必要があると考えます。また、支援をより明確にするためにも、発達検査等を行い、客観的な視点が必要ですが、発達検査を行える人材が不足していることが課題です。

●放課後児童クラブでは、関係機関からの情報提供をもとに配慮が必要な児童の把握や支援の充実を図りました。また、放課後児童クラブ支援員に対して配慮が必要な児童

への対応について研修を行い、受け入れの促進に繋げました。

●保育所・認定こども園・幼稚園等において、配慮が必要な子どもを専任で保育する職員が配置された施設に対して、支援を実施しました。

●配慮が必要な子どもへの対応として、早期に学習の困り感をつかむため、ひらがな読みのアセスメントを継続して行い、アセスメント後の指導について、年に１回研修を実施しました。学習以外の困り感をつかむため、社会生活スキルのアセスメントを必要に応じて実施しました。また、保護者への情報提供として、相談支援ファイルや相談支援マップを作成し、必要に応じて配布しました。今後も、支援が必要な子どもへの理解と具体的な支援について、状況に応じて適宜相談、情報提供が必要であると考えます。

●障がい児通所支援の相談体制として、利用申請を行った児童全員に担当の相談支援専門員が付き、サービス利用を中心とした相談支援を行うことができました。一方で、家族全体の包括的支援が必要なケースが増えているため、引き続き子育て支援機関等とのより一層の連携が必要であると考えます。

●障がい児に対する各種サービスについては、障がい種別や年齢などのニーズに応じたサービスの提供に努めました。

### ② 要保護児童などへの支援

●児童虐待やヤングケアラーなどの問題を把握した場合には、要保護児童対策地域協議会の支援ネットワークを活用し、関係機関との情報共有・支援方針の協議を行い、早期支援に努めています。児童虐待やヤングケアラー問題の要因・背景は、保護者の精神疾患・貧困・DV・ダブルケアなど多岐にわたるため、さらなる多機関連携の必要性や支援者の専門性が求められていると考えます。

### ③ ひとり親家庭などの自立支援の推進

●ひとり親家庭の就業については、養成期間を修了したものの、資格取得ができず、経済的な自立に結び付かないケースが見受けられます。確実な資格取得に向けて、母子父子自立支援員と連携し、受給者の修学中の生活状況などを把握することが重要であると考えます。

## 基本目標４　仕事と子育ての両立の推進

### ① ワーク・ライフ・バランスの推進

●平成 28 年 4 月 1 日から「こっころカード」（しまね子育て応援パスポート事業）は全国共通展開協賛店でも利用できるようになりましたが、全国共通展開協賛店を利用するには、「全国共通ロゴマーク」の入ったカードへの切替手続きが必要となっており、継続して制度の周知を図る必要があると考えます。併せて、こっころアプリの浸透を促進するため、周知活動の強化が必要と考えます。

●ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の改善などについては、企業等において直接的なメリット（金銭的支援など）がないため、理解・協力を得ることが難しい状況にあります。今後も「ますだ子育て応援宣言企業登録制度」の趣旨・内容の周知を図り、宣言企業を増やす取組を進める必要があると考えます。

●男女共同参画計画の視点に立った防災分野における研修会やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた研修会などを実施するとともに、チラシやパンフレットを活用した啓発を行い、男女共同参画意識の醸成を図ってきました。しかしながら、様々な分野で固定的な役割分担意識が根強く残っており、そうしたことが生きづらさに繋がることもあることから、改めて意識啓発に取り組みます。

## 4　益田市のこども・子育てを取り巻く課題の整理

第２期益田市子ども・子育て支援事業計画の課題やアンケート結果などを踏まえるとともに、こどもが主体となる視点を加えて課題の整理をしました。

●権利の周知と意見反映の取組

アンケート結果によると、こどもや若者は「子どもの権利条約」や「こども基本法」の認知度が低いため、こどもが権利の主体であることを広く周知する必要があります。また、こどもや子育て当事者の意見を尊重し、対話を重ねながら、ともに社会を築く意識を醸成する取組が求められます。

**横断目標：こどもが社会の一員として個人の意見が尊重される社会の実現を目指す**

●課題を抱えるこども・子育て世帯への支援の充実

貧困、虐待、自死など、様々な課題を抱えるこどもとその保護者への支援は、ライフステージを超えた支援体制を構築していく必要があります。また、早期発見と迅速な対応が図られるように、相談体制の充実や職員の専門性向上が必要です。

**基本目標１　生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援**

●子育てのより充実した支援

就学前及び小学生の保護者を対象としたアンケートの結果から、気軽に相談できる人や場所として公的機関を選択する割合が低かったため、相談窓口などの周知を強化する必要があります。

**基本目標２　こどもを育む支援**

●教育･保育のさらなる充実

保護者の就業形態が多様化しているため、教育・保育のニーズを把握し、適切な対応を検討する必要があります。また、乳幼児期は、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を養う大事な時期であることから、様々な遊びや体験などを通じて、自分らしく過ごせる環境が必要です。

**基本目標３　こどもの成長の保障と遊びの充実**

●こどもの居場所の確保と充実

アンケート結果では、こどもが安心して過ごせる環境の充実が求められています。また、身体も心も大きく成長する時期であるため、他者との関わりや地域とのつながりを通じて、自己肯定感や自己有用感の向上につなげることが重要です。

**基本目標４　こどもが安心して過ごせる環境の充実**

●若者への支援

困難を抱えるこどもに寄り添い、社会の中で自らを活かす場へつなげる支援が求められています。また、こどもが持つ多様な価値観や考え方をしっかりと聴き、こどもが自分らしく社会生活を送ることができるよう、地域全体で支えることが必要です。

**基本目標５　こどもの未来に向けた支援**